

つなぐ・つながる支援の輪 Vol.7  
強度行動障害の現在地と未来予想図 II

2023.02.25 ウェルポートなださき

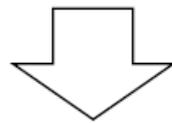
# 強度行動障害者の困難を ともに解決したい 2

地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター

来住 由樹

# 強度行動障害の定義 1

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態



強度行動障害はもともとの障害ではなく、その人の状態のことです。

# 強度行動障害の統計

障害支援区分3以上+行動関連項目10点以上  
(行動援護対象者)

行動上著しい困難を有する障害者等であって常時  
介護を有するもの

推計2.5万人

強度行動障害判定基準20点以上  
(旧強度行動障害者特別処遇事業対象者)

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の  
乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のく  
らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻  
度で起こるため、特別に配慮された支援が  
必要になっている状態

推計0.8万人

# 強度行動障害の定義 2

- 精神科診断ではない
- 直接的な他害（噛みつき、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れて、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す
- 家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態である

重度・中等度知的障害+自閉症

「コミュニケーションが苦手な人」がなりやすい

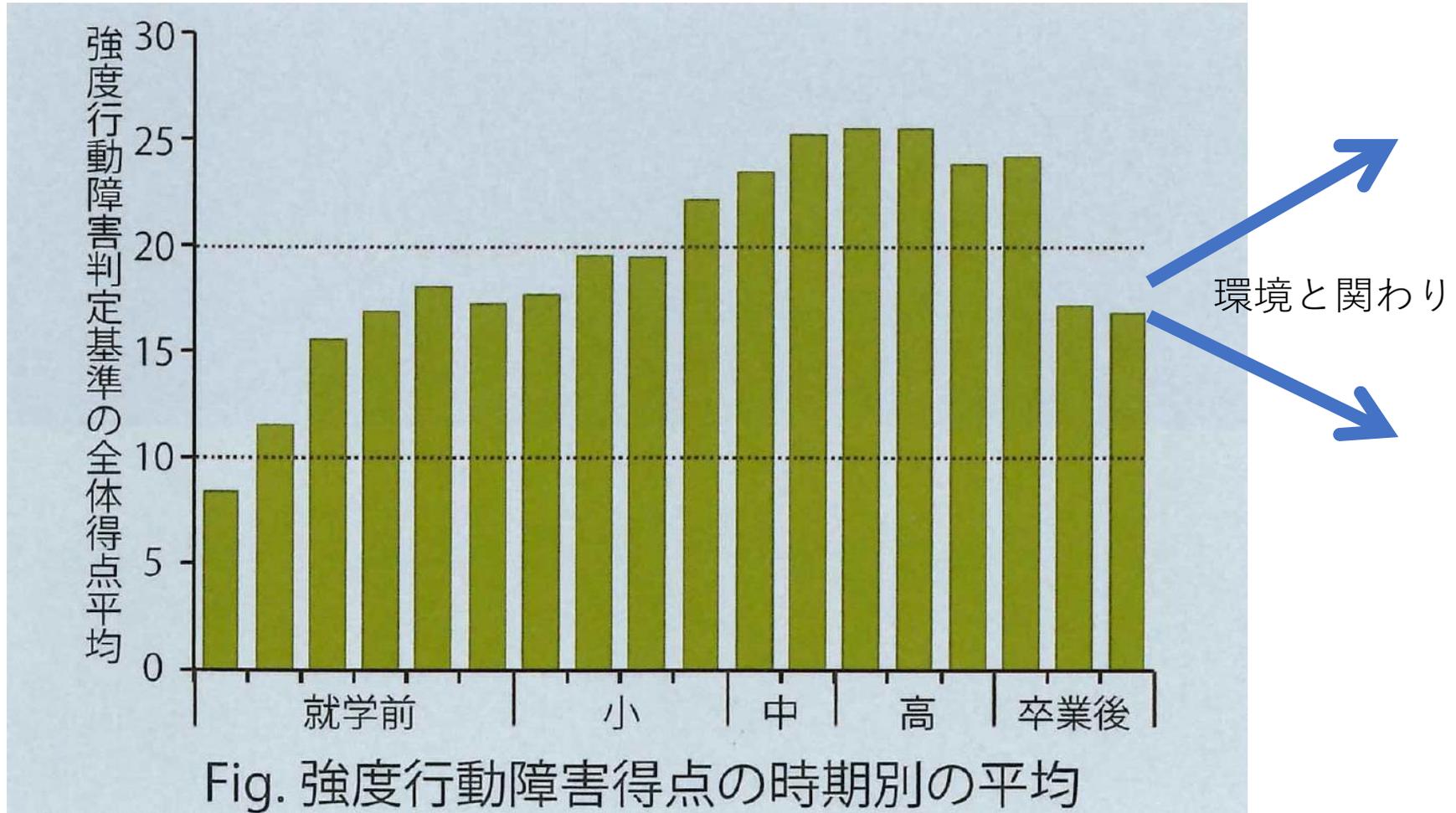
# 強度行動障害の判定基準

行動障害の内容	1点	2点	3点
ひどい自傷	1～2/週	1～2/日	1日中
強い他害	1～2/月	1～2/週	1日何度も
激しいこだわり	1～2/週	1～2/日	1日何度も
激しいものこわし	1～2/月	1～2/週	1日何度も
睡眠の大きな乱れ	1～2/月	1～2/週	ほぼ毎日
食事関係の強い障害	1～2/週	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排泄関係の強い障害	1～2/月	1～2/週	ほぼ毎日
著しい多動	1～2/月	1～2/週	ほぼ毎日
著しい騒がしさ	ほぼ毎日	一日中	絶え間なく
パニックがひどく指導困難			あれば
粗暴で恐怖感を与え指導困難			あれば

かなりの養育努力があっても、過去半年以上、様々な強度の行動障害が継続している場合、10点以上を強度行動障害とし、20点以上を特別処遇（旧制度）の対象とする

出典：強度行動障害支援者養成研修資料

# 強度行動障害 経過



# 強度行動障害に根拠に基づき包括的支援を導入

1. 強度行動障害の当事者の人命と人権の尊重
2. 支援の現場や家族の過重な負担の軽減を図る
3. 社会全体の損失

出典：北九州市北九州市発達障害者支援地域協議会第二部会（強度行動障害支援検討部会）

「強度行動障害が現れている人」

||

「合理的配慮が必要な人」

出典：「強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】プログラム」（厚生労働省）

# 強度行動障害支援の原則



## 生活を支える5つの原則

### ② 居住内の物理的構造化

- 自室や自分用のスペース確保
- 防音等の近隣への対応完備

### ③ ひとりで過ごせる活動

- 見守りなしで一定時間過ごせる活動
- 終わりのルールがあること

### ④ 確固としたスケジュール

- 繰り返しの日課を同居人が許容
- スケジュールの伝達・変更システムあり



### ⑤ 移動手段の確保

- 日々の送迎体制確保

### ① 安心して通える日中活動

- 概ね1日4時間以上
- 週に5日程度はコンスタントに
- 夏休み等の長期休暇は代替を
- 決まった日課
- 個別のスペース確保
- 健康や安全に配慮が行き届く場

# 強度行動障害支援の原則



## 自閉症スペクトラム (ASD) 支援の基本原則 SPELL

### **S**tructure (構造)

情報をわかりやすく提示する

- ☑ なにを・いつまで・どれくらい？  
視覚的にわかりやすくする
- ☑ 文字？イラスト？写真？その子にとってわかりやすい視覚支援



### **P**ositive (肯定的)

自己肯定感を高める

- ☑ できなかったときの「罰」ではなくできたときに「褒める」関わり
- ☑ 「走らない」ではなく「歩こう」肯定的かつ具体的な声かけ



### **E**mpathy (共感)

ご本人の目線で支援する

どのような感じ方・考え方をし、行動するのかを理解することから始め、ご本人と一緒にサポートの内容を相談しながら決めていく



### **L**ow arousal (穏やか)

低刺激な環境づくり

- ☑ 圧迫感のない声のトーン、表情、態度で接する
- ☑ 音や光などストレスとなる刺激が軽減するように環境調整をする



### **L**inks (つながり)

一貫性のあるサポートをチームで

ご本人や、保護者、先生がひとりで抱え込むことがないように、家庭・学校・医療・福祉などが協力しながら、ご本人を中心に一貫性のあるサポートをしていく

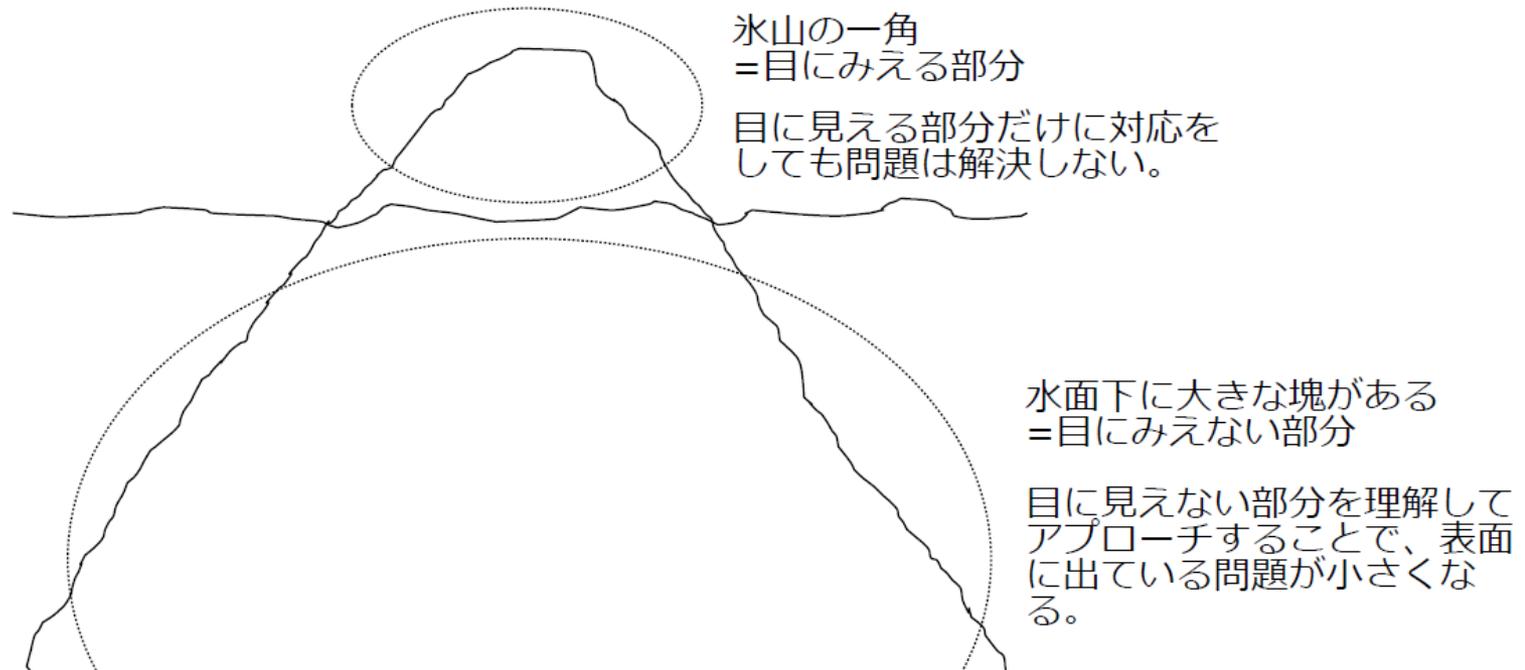


SPELLとは英国自閉症協会 (National Autistic Society) が提唱している、ASD支援のための5つの基本理念のことです。



# 強度行動障害の見方

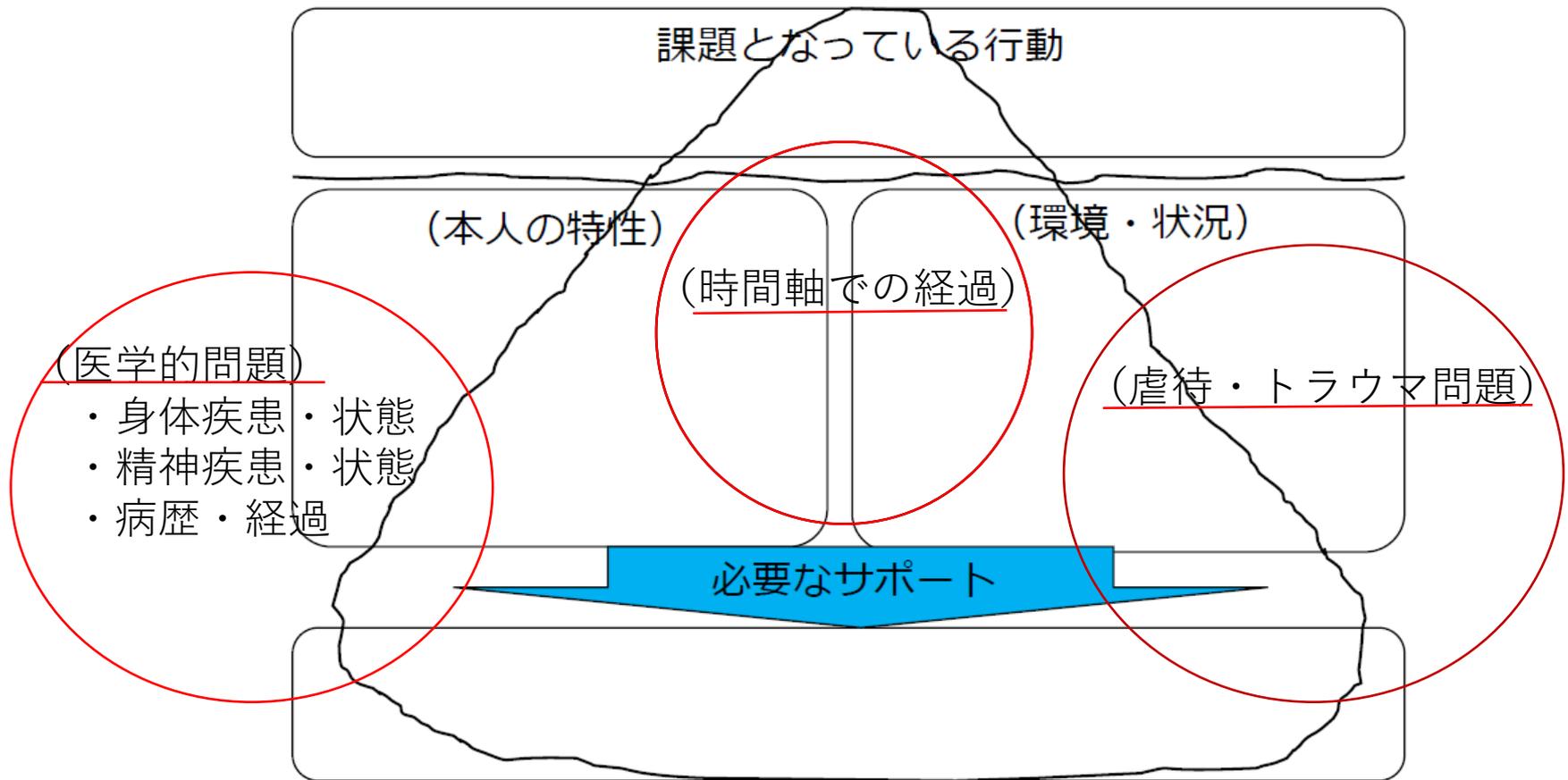
## 行動の背景を知るための「冰山モデル」



※いま、ここ、だけで整理するのではなく、子どもの頃からの経過、支援学校の状態や有効な支援の内容等を、ライフステージごとに振り返り、整理が必要。ヒントがたくさんあるはず。

# 強度行動障害の見方

## 冰山モデルシート



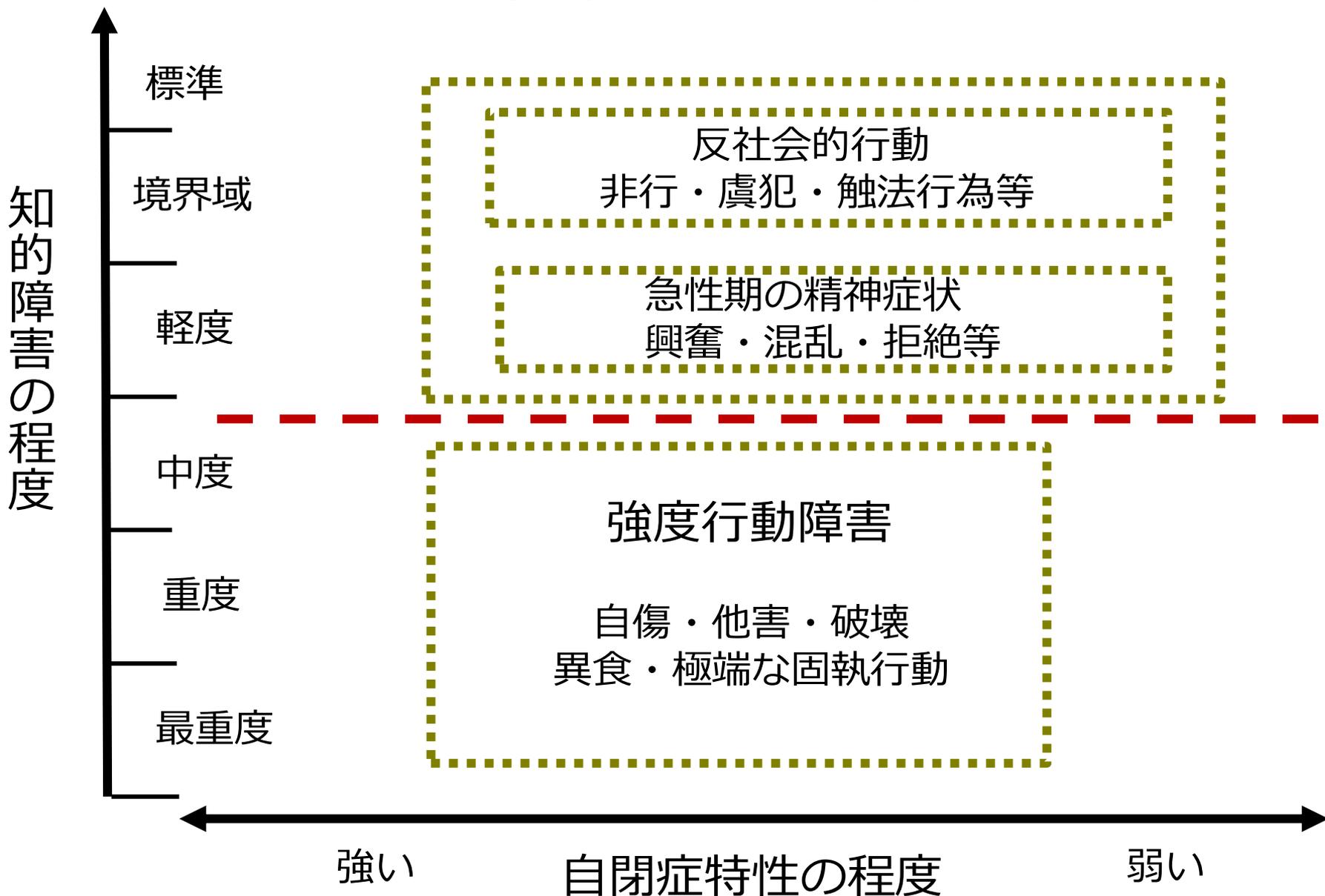
出典：強度行動障害支援者養成研修資料を演者追記改変  
(追記事項：医学的問題・虐待/トラウマ問題・時間軸での変化)

# 強度行動障害支援の基本指針



- ① 構造化された環境の中で、
- ② 福祉と医療が連携しながら、
- ③ リラックスできる強い刺激を避けた環境で、
- ④ 一貫した対応ができるチームを作り、
- ⑤ 自尊心を持ち一人でできる活動を増やし、
- ⑥ 地域で継続的に生活できる体制づくりを進める

# 強度行動障害



# 福祉と医療・行政との連携 それぞれが半歩前へ

強度行動障害の人にとって薬物療法が必要なことが殆ど  
福祉+医療を機能させるための情報共有  
行政・制度での後押し

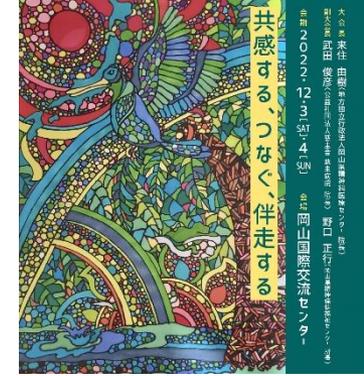
## 福祉

- 生活全般の組み立て  
環境の整備  
居住の場の提供  
移動の支援  
日中活動の提供  
家族のレスパイト
- 家族や関係機関との  
連携



## 医療

- 通院による薬物療法  
精神科薬  
睡眠、てんかんなど  
併存疾患の治療
- 入院治療  
急性期症状の治療  
破綻した行動・生活  
の立直し



# 成人発達障害支援学会岡山大会 2023/12/3～12/4 岡山国際交流センター 大会長 來住由樹 テーマ 共感する、つなぐ、伴走する

## シンポジウム2 10:00～11:45

---

### 強度行動障害の課題解決にむけて

座長：來住 由樹（地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 院長）  
諏訪 利明（川崎医療福祉大学）

- 1 強度行動障害を有する方の地域支援を考える 施策の現状と展望  
加藤 永歳  
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官
- 2 全国取り組みから 好事例について  
志賀 利一  
社会福祉法人横浜やまびこの里
- 3 精神科病院における強度行動障害の現状と課題  
児玉 匡史  
岡山県精神科医療センター
- 4 強度行動障害の実態と障がい福祉施設の役割 ～岡山県での実態調査から見えてきた  
今後の課題～  
秋山 哲生  
社会福祉法人旭川荘 常務理事／障害者支援施設いづみ寮 施設長



## 岡山県における強度行動障害支援の取り組み

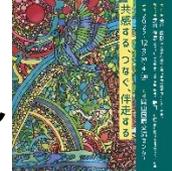
- 1993年、国による強度行動障害特別処遇事業を社会福祉法人旭川荘（障害者支援施設いづみ寮）が受託し取り組みを開始した経過がある。（処遇事業は2005年で終了）
- この間、実践報告と関係機関との情報共有を目的に定期的に強度行動障害連絡会議（以下連絡会議）を開催し協議を継続。
- 事業終了後も連絡会議を継続。
- 2017年2月、連絡会議において岡山県内の強度行動障害に関する全体把握の必要性が議論された。
- 2018年、連絡会議内に調査部会を立ち上げ、岡山県内の強度行動障害に関する実態把握の準備を進める事となった。
- 2019年、岡山県内障がい福祉関係施設、医療機関（岡山県精神科病院協会加盟機関）、特別支援学校（岡山県教育庁）を対象とし岡山県で初めてのアンケート調査を実施。



シンポジウム2：強度行動障害の課題解決に向けて（第9回成人発達障害支援学会）  
強度行動障害の実態と障がい福祉施設の役割～岡山県での実態調査から見てきた今後の課題～  
社会福祉法人旭川荘 常務理事 秋山哲生氏スライド提供

## 2019年調査結果（抜粋）

- 岡山県における強度行動障害のある人は388人。  
全国的な疫学調査は行われておらず、全国的な推計値として療育手帳所持者の1%程度と推計されているが岡山県の場合、療育手帳所持者の2%強の数字となった。）
- 強度行動障害のある人への支援は、単一の事業所・学校・病院の課題ではない。
- 強度行動障害のある人は、重度、最重度の知的障害と自閉症スペクトラム症を併せ持つ人であった。
- 強度行動障害が生じる年代は幅広い。
- 18歳以下の年代にも存在し、20歳代で顕在化する実態は「学校教育から福祉サービスへの移行期における課題」を示している。
- 入院中の強度行動障害のある人は、8医療機関において36人が入院中。  
その53%が1年以上入院が続いている。
- 入院継続の理由は、「自宅で本人と家族が共に生活することが困難（75%）」であった。



## 2019年調査結果から見えてきた課題

- ①地域生活破綻リスクがある人と家族に対しての 学校教育から福祉サービスへの**移行期を見据えた行政の継続的フォロー**と教育・福祉・医療が連携した支援を実施することによる**行動障害の緩和・予防**の必要性。
- ②著しい行動障害の為、地域生活が破綻しかけている人への**急性期支援**や**包括的支援の体制**づくり。
- ③**長期入院から地域移行を進める為のモデル施策**づくり。



## 障がい福祉施設の役割

### ①人材育成（ソフト）

強度行動障害支援者養成研修受講後のフォローアップ研修による実践能力の向上。

### ②環境整備（ハード）

受け入れ態勢を整えるためには環境整備も重要。  
（財政的根拠）

### ③支援技術・意識の向上

現場職員と施設長・管理者の意識共有。



## 現状と今後の課題のまとめ

- ・障がい関係施設は「総論」としての強度行動障害支援に重要性は理解しているが、「各論」（**実際の受入れ**）については周辺環境を考慮する事から消極的。
- ・この状況を打破する為には、今以上に医療・福祉・教育・行政の連携を強力に進め「**チーム支援**」体制づくりが重要。  
「抱え込まない」
- ・障がい福祉施策による**人的配置基準見直し**や**財政的裏付け**も必要。



## 岡山県精神科医療センターの概要

2022年12月時点



計255床

- 入院患者数 1636件/年
- 平均病床利用率 87.7%
- 平均在院日数 43.2日

(2021年度)

24時間365日断らない医療を実践



## 岡山県精神科医療センターでの強度行動障害

2019年2月1日 ~ 2019年7月31日

	知的障害	自閉症スペクトラム障害	合併症	入院期間	隔離
10代	重度	あり	てんかん	2年以上	6ヶ月以上
10代	中等度	あり		6ヶ月以上	6ヶ月以上
40代	中等度	あり	統合失調症	15年以上	6ヶ月以上
20代	中等度	あり		5年以上	6ヶ月以上
40代	軽度	あり	統合失調症、ADHD	4年以上	6ヶ月以上
20代	重度	あり	統合失調症、ADHD	6ヶ月以上	6ヶ月以上

病床数に対する割合 6名/219床 → 2.7%

保護室数に対する割合 6名/27床 → 22.2%

当院の隔離

平均日数 15.2日

中央値 6日

最頻値 2日



## 岡山県精神科医療センターでの強度行動障害

2019年2月1日 ~ 2019年7月31日

	知的障害	自閉症スペクトラム障害	合併症	入院期間	隔離
10代	重度	あり	てんかん	2年以上	6ヶ月以上
10代	中等度	あり		6ヶ月以上	6ヶ月以上
40代	中等度	あり	統合失調症	15年以上	6ヶ月以上
20代	中等度	あり		5年以上	6ヶ月以上
40代	軽度	あり	統合失調症、ADHD	4年以上	6ヶ月以上
20代	重度	あり	統合失調症、ADHD	6ヶ月以上	6ヶ月以上

病床数に対する割合 6名/219床 → 2.7%

保護室数に対する割合 6名/27床 → 22.2%

当院の隔離

平均日数 15.2日

中央値 6日

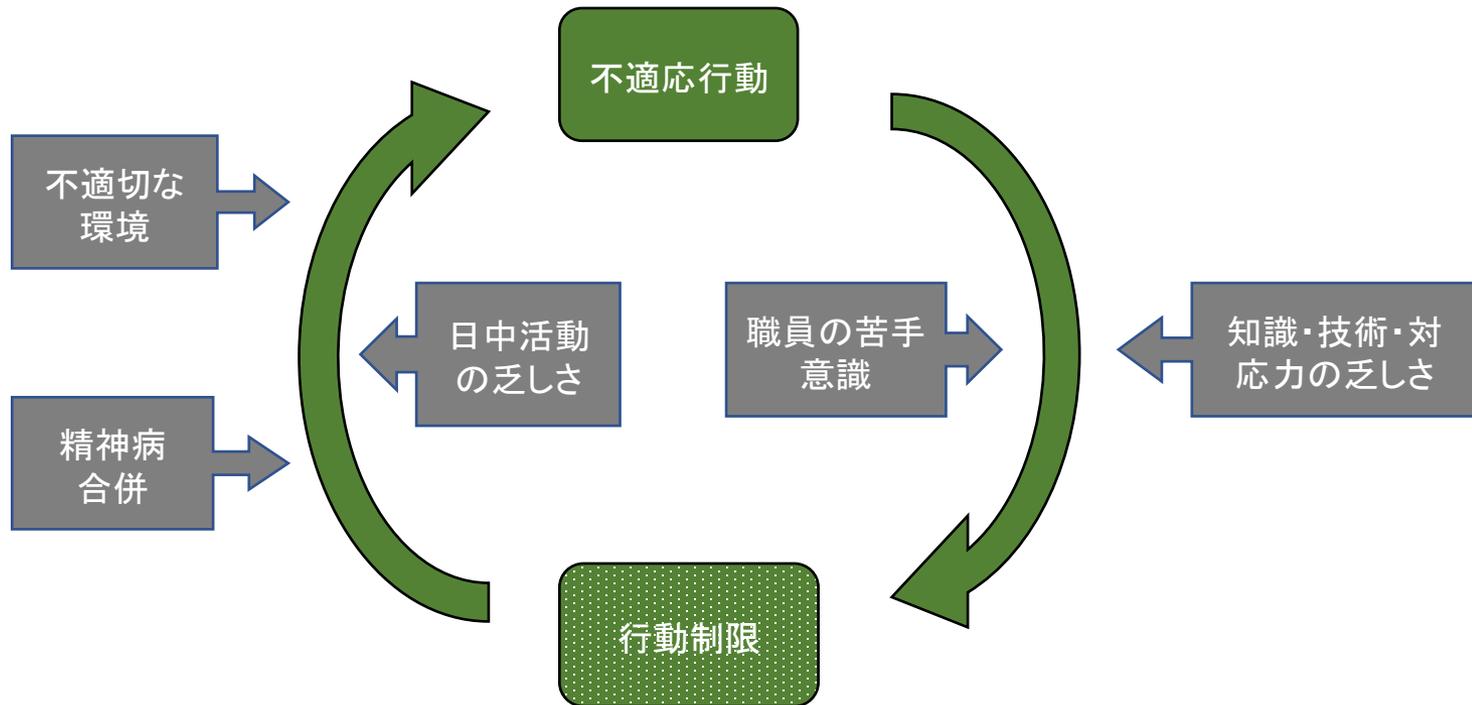
最頻値 2日



## シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて

精神科病院における強度行動障害の現状と課題 岡山県精神科医療センター 児玉匡史氏

# 精神科病院での悪循環





シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて

精神科病院における強度行動障害の現状と課題 岡山県精神科医療センター 児玉匡史氏

## 岡山県精神科医療センターの強度行動障害の状況

- 不適切な環境、不十分な対応のため、より行動障害を強める結果に至り、**長期の隔離**を余儀なくされている。
- 長期間の病床占有は精神科病院機能を維持する上で、**大きな負担**になっている。
- 強度行動障害の新たな受け入れには**消極的・回避的・防衛的**となり、地域のニーズに答えきれていない。



## 院内強度行動障害チーム

2022年2月 キックオフ

PSW; 地域連携、  
ケース把握

CP; 評価、TEACCH・応用  
行動分析的アプローチ

Dr; 統括、診断、身体治療、  
精神科薬物治療

Ns; 情報収集、日常  
生活・活動への関与

OT; (感覚特性に関する) 評価、活動提供、  
TEACCH・応用行動分析的アプローチ



## 院内強度行動障害チーム

- 当院の強度行動障害に対する方針を示す
  - ニーズに応えられるよう
  - 戦略的に、治療的に、どのように受け入れるか
- 月1回定例カンファ + 随時情報共有
- 知識・技術の理解・向上
- ケースへの介入
  - 新規ケースの事前情報収集 基本情報シートの導入
  - 事前の家族・支援者とのケア会議、生活の場への往診
  - 治療チームへの助言・協働 構造化
  - 支援者との連携 基幹型相談支援事業所・発達障害者支援センターとの協働は必須
- 厚生労働科学研究への参加
  - 入院中の強度行動障害者への支援・介入の専門プログラムの整備と地域移行に資する研究



## シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて

精神科病院における強度行動障害の現状と課題 岡山県精神科医療センター 児玉匡史氏

# 支援者・家族と共有されるべきことから

- 強度行動障害と呼ばれる状態にあります。
- 本人の特性と環境や状況が噛み合っていないことが、「問題行動」として表出されています。
- 医療・福祉・教育・家庭が協力して適切な環境や状況を、発見していく必要があります。
- 行動の変化には時間がかかります。入院中に行動の変化に至ることは難しいことが多いです。
- 病院は生活の場ではありません。入院生活が長期になると、「問題行動」を強めてしまうことが多くあります。
- 一定期間の入院治療の後に、生活の場に復帰し、環境や状況を見直して、行動の変化を観察することになります。
- 必要時に再入院していただくことはあります。病院と「生活の場所」を往復することで、「問題行動」が徐々に減っていくことを目指します。
- 薬の効果は補助的なものに過ぎません。薬の不快感が「問題行動」を強めてしまうことも少なくありません。

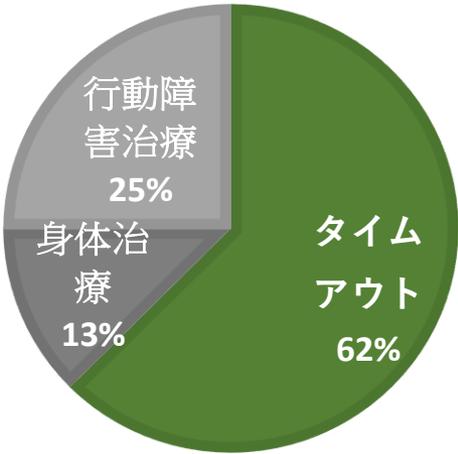


シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて  
精神科病院における強度行動障害の現状と課題 岡山県精神科医療センター 児玉匡史氏スライド提供

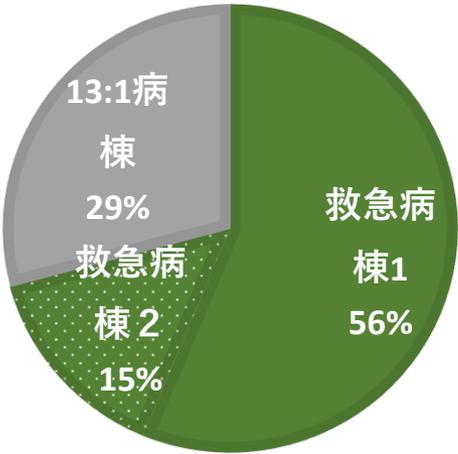
# 岡山県精神科医療センターでの強度行動障害入院受け入れ 2022年1月～11月

のべ48名(26名)入院  
虐待症例  
入院後、施設退所症例

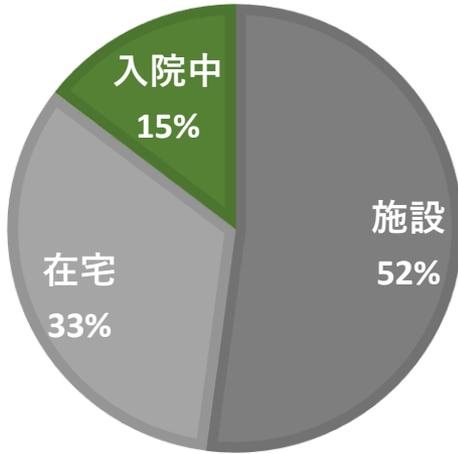
入院目的



入院病棟



帰宅先





## 今後に向けた課題

### ➤院内における課題

- 専門知識・技術の不足
- すき間時間が多すぎる 活動の充実
- 強度行動障害パス作成
- 構造化された強度行動障害治療ユニットが理想

### ➤連携における課題

- 県内 医療・福祉・教育・行政との連携
- 連携機関との勉強会、ケース検討
- 困難例の受け皿確保



## 今後に向けた課題

- 福祉・行政領域における課題
  - 児から者への移行 重症例ほど受け皿が見つからない。  
支援のミスマッチ。
  - 相談員、福祉施設の力量差。  
適切な支援につなげるシステムが必要。
  - 行政の無関心・怠慢
  
- 医療制度における課題
  - 強度行動障害対応に見合わない診療報酬制度
  - 救急病棟、急性期病棟は3ヶ月以内の再入院では算定不可

# 福祉サービス調整が困難な強度行動障害とは



行動関連項目（24点）

サービス調整  
不調リスクが  
極めて高い

個別の生活の  
丁寧な組み立てが  
欠かせない

個別化した日課を  
組み立てなくても、  
一定時間の余暇・  
作業等をこなせる

行動関連項目（10点）

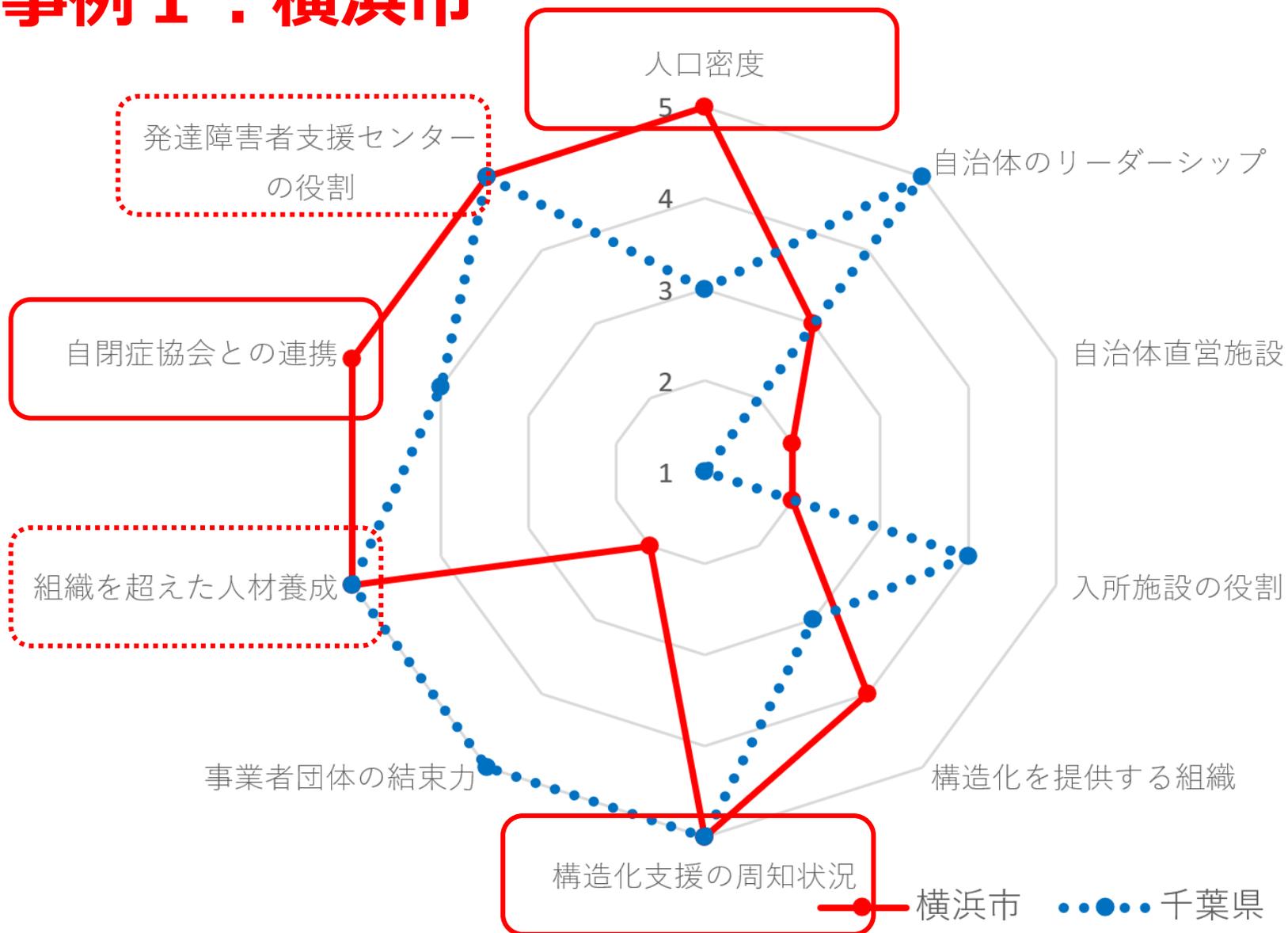
- 現在、強度行動障害とは、障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の認定調査項目内の「行動関連項目」で10点以上の者
- 行動関連項目10点以上の者はかなり多く、概ね、人口10万人あたり100人程度（岡山県の人口190万人だと1,900人）
- しかし、10点以上の者すべてが福祉サービス調整不調となるリスクが高いわけではない
- 一方、例えば18点以上となるとサービス調整不調のリスクは極めて高く、標準的な生活介護事業所の日課にはほとんど参加できない
- もし、著しい行動障害を抑制する何らかの介入を計画・実施できたとしても、その後の生活はどのように？（弄便・破衣・異食・自己刺激耽溺・奇声・設備破損・・・結果的に脱法身体拘束？）
- 1980年前後に「医療ではなく福祉・教育」と強調した人は、回復ではなく、これまで教育・育ちのない人に「入院治療では生活の丁寧な組み立てられない」と判断したが、今も多くの障害福祉の現場では生活の組み立てができないでいる

シンポジウム2：強度行動障害の課題解決に向けて（第9回成人発達障害支援学会）

全国の取り組みから好事例について 社会福祉法人横浜やまびこの里 志賀 利一氏スライド提供



# 事例1：横浜市



# 横浜市の強度行動障害者支援スタートの経過



横浜市自閉症児・者親の会等からの要望

人口370万人の大都市で地域福祉を早くから推進してきた横浜市ならではの新しい問題

グループホームは積極的に整備されているが、行動障害が著しい自閉症の人の住まいの場が足りない

横浜市外（県外）の入所施設で生活しなくてはならない人、精神科病院から退院が難しい人、日中の通い場所の無い在宅生活を続けている人等、いわゆる『居なし』あるいはそのリスクの高い人が多い。  
今後益々増える！

横浜市障害者施策推進協議会を経て

2015年からの「第3期障害者プラン」の「住まい」の施策の1番目に「行動障害のある方の住まいの検討」が明記される

2015年度に「行動障害のある方の住まいの検討部会」により検討（横浜市障害計画課事務局・学識経験者・親の会・福祉事業関係者9人で構成）。

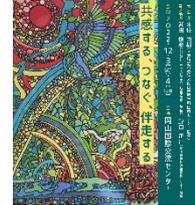
**【2016年3月】**  
報告書がまとめられ、方向性が提言される。

検討部会の提言から、**2016年下期**より新たな事業が動き出し、発達障害者支援センターに専門職員が配置される

**【2014年8月8日】**

進路対策研究会／自閉症懇談会  
（横浜市社協事務局・学識経験者・親の会・福祉事業関係者・教育・市職員17人で構成／座長：神奈川県立大学名誉教授 谷口政隆）が第3期障害者プラン策定に向けての『基本と提言（自閉症とりわけ行動障害の方について）』をとりまとめる。

# 発達障害者地域支援マネジャーが取り組む内容



## 1. 事業所コンサルテーション

①行動障害がある利用者の支援に難しさを抱えている機関・事業所を対象に、②アウトリーチで標準的な支援の実演やOJTの補助を行い（職員研修会開催、TTAP等の包括的アセスメントを活用した障害特性の理解、構造化を中心とした環境調整を一緒に行う、宿題提示と評価の繰り返すPDCAサイクル等）、③必要に応じて統一した支援を目指し関係機関・家族等との調整を行う

## 2. オール横浜市研修

横浜やまびこの里が神奈川県より強度行動障害支援者養成研修の事業所指定を受け、さらに「横浜市強度行動障害支援力向上研修」として独自のカリキュラムを加えた横浜市の委託研修の企画・開催。なお、委託に際しては、広く横浜市内の障害福祉関係法人・事業所の協力を得て『オール横浜市』で研修を行うことが前提（横浜やまびこの里職員の講師・インストラクターの割合は20%未満条件）

## 3. 困難事例対応

基幹相談支援等より依頼を受けた困難事例のうち、①発達障害があると想定され、日中・夜間の障害福祉サービス事業所等と繋がりづらい、②反社会的行動あるいは何らかの行動障害がある、③強度行動障害があり生活の立て直しが急務、等の理由のケースについて積極的に支援チームに参画し、解決方法を探る

## 4. 体制整備に関する調査

強度行動障害や反社会的行動、その他の理由により地域生活の継続に大きな課題をもつ人たちの実態とその支援の在り方に関する基礎情報を収集・分析し、今後の発達障害者支援の体制整備に資する内容として横浜市に報告する

志賀 利一氏スライド提供

# 「事業所コンサルテーション」の実績①



## 新規登録事業所と事業所訪問述べ件数

	事業所登録数	訪問件数(月平均)	Mg人数
2016年下期のみ	24か所	45件 (7)	2人
2017年	38か所	265件 (22)	4人 (下期より)
2018年	46か所	458件 (38)	4人
2019年	40か所	687件 (57)	4人
2020年	26か所	714件 (59)	4人
2021年	24か所	589件 (49)	4人
計	198か所	2,758件 (41.7)	

新規事業所の登録件数は2020年度より減っている。一方、それ以前から登録している事業所には継続的に関わっており（対象利用者が増える等）、延べ訪問件数は減らない（なおコロナ禍により2021年度は訪問件数減）

志賀 利一氏スライド提供

# 「事業所コンサルテーション」の実績②



## 登録事業所の事業形態

事業形態	事業所数(2016~2018)	事業所数(2019~2020)	事業所数(2021)
GH(知的)	25	11	2
GH(知的・精神)	1	2	
移動支援	5	1	
基幹相談	7	5	2
計画相談	4	3	2
社福型地域活動ホーム	6	2	
機能強化型地域活動ホーム	6		1
訪問介護	1	1	
地域活動支援センター(作業所型)	12	5	3
生活介護	23	22	6
成人入所	6	2	1
児童入所	3	2	1
就労継続B型	8	8	6
その他(専攻科・放課後等デイ)	1	2	

サービス利用のない事例や精神科病院等の入院ケースについては基幹相談等からの依頼とカウント。施設入所、GH、生活介護等、強度行動障害者の利用が想定される事業所からの新規登録は減少傾向

志賀 利一氏スライド提供

# 「事業所コンサルテーション」の実績③



事業所等における強度行動障害者の直接支援件数は一定規模で

	2016～2018	2019～2020	2021
実施人数	46人 (43事業所)	102人 (2019年 48件 40事業所) (2020年 54件 48事業所)	54人 (39事業所)※同一事業所で複数名の評価は児童施設の過齢児に偏在

TTAP（TEACCH移行支援プロフィール）や事業所独自の障害特性プロフィールの作成依頼件数は直近3年間でほぼ同じ件数で推移している。事業所コンサルテーションの開始時点でのアセスメントが定着した傾向にある → 直接アセスメントのみの依頼については慎重に対応

# 「オール横浜市研修」の実績



神奈川県より社会福祉法人横浜やまびこの里が「強度行動障害支援者養成研修」の指定を受け（基本プログラムの運用は横浜市以外の県下と概ね共通）、追加プログラム等のルールに従い「強度行動障害支援力向上研修」として横浜市から委託を受けて研修を実施（運営法人は講師・ファシリテーターが2割を超えないこと）。事務局は地域支援マネジャーが中心（年4回開催基本）。下記は修了者実数

年度	基礎（名）	実践（名）	
2016	227	0	
2017	226	79	
2018	348	0	
2019	357	94	
2020	146	0	オンライン研修
2021	150	0	オンライン研修
合計	1454	173	

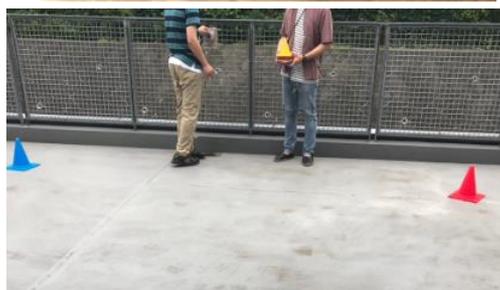
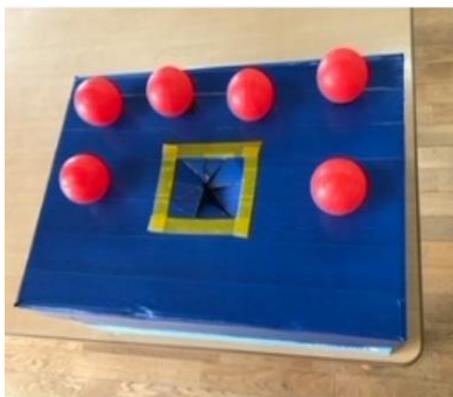
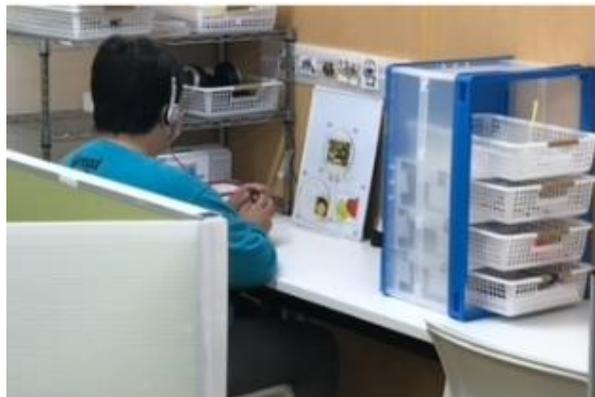
この研修により、①地域支援マネジャーが市内の多くの事業所と顔見知りになる（研修後に事業所訪問の要請が来る）、②事業所コンサルテーションで支援力向上した事業所に「実践報告」「ファシリテーター」「講師」として依頼するサイクルが出来てる、③研修実施協力者同士のネットワークが広がる

志賀 利一氏スライド提供

# 横浜市のまとめ

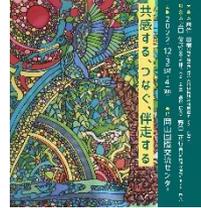
## 機関コンサルテーションの仕組みの延長で！

- 長年の自閉症児者親の会と支援機関（有識者）の要望からできた施策
- 国の体制整備である発達障害者地域支援マネジャーを活用（4人配置）
- 支援が困難な事例を直接支援・相談支援事業所から発達障害者支援センターで積極的に受けつけ
- 相談事業所に積極的に出向き、必要であれば当事者のアセスメントと支援の組み立てを行う
- 強度行動障害支援者養成研修等を積極的に活用した広報、地域の実態把握、ネットワーク強化
- 地域で機能する仕組みの詳細は発達障害者支援センター内で企画できる自由度あり
- 人口密度の高い都会型ならではの仕組み

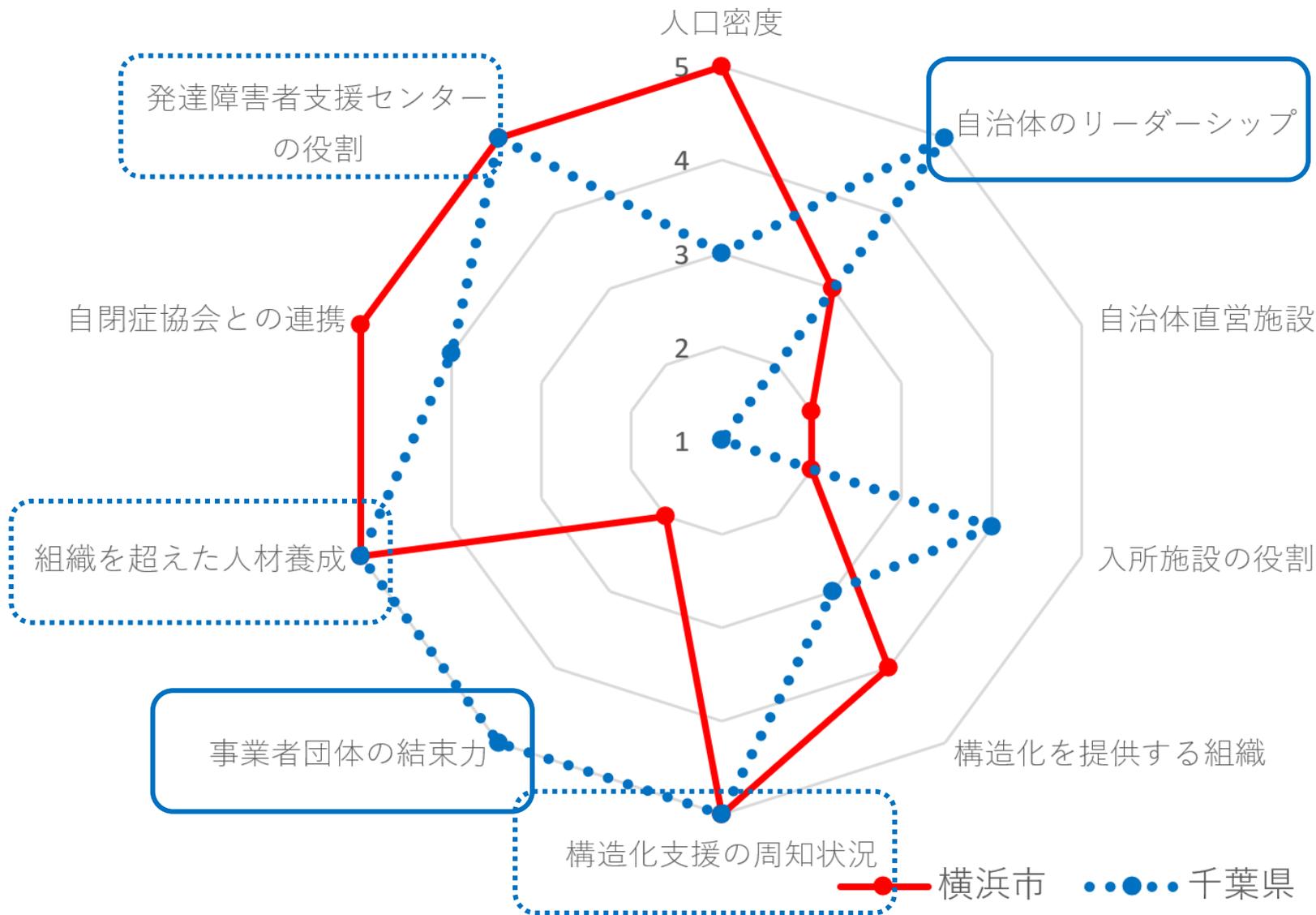


シンポジウム2：強度行動障害の課題解決に向けて（第9回成人発達障害支援学会）

全国の取り組みから好事例について 社会福祉法人横浜やまびこの里 志賀 利一氏スライド提供



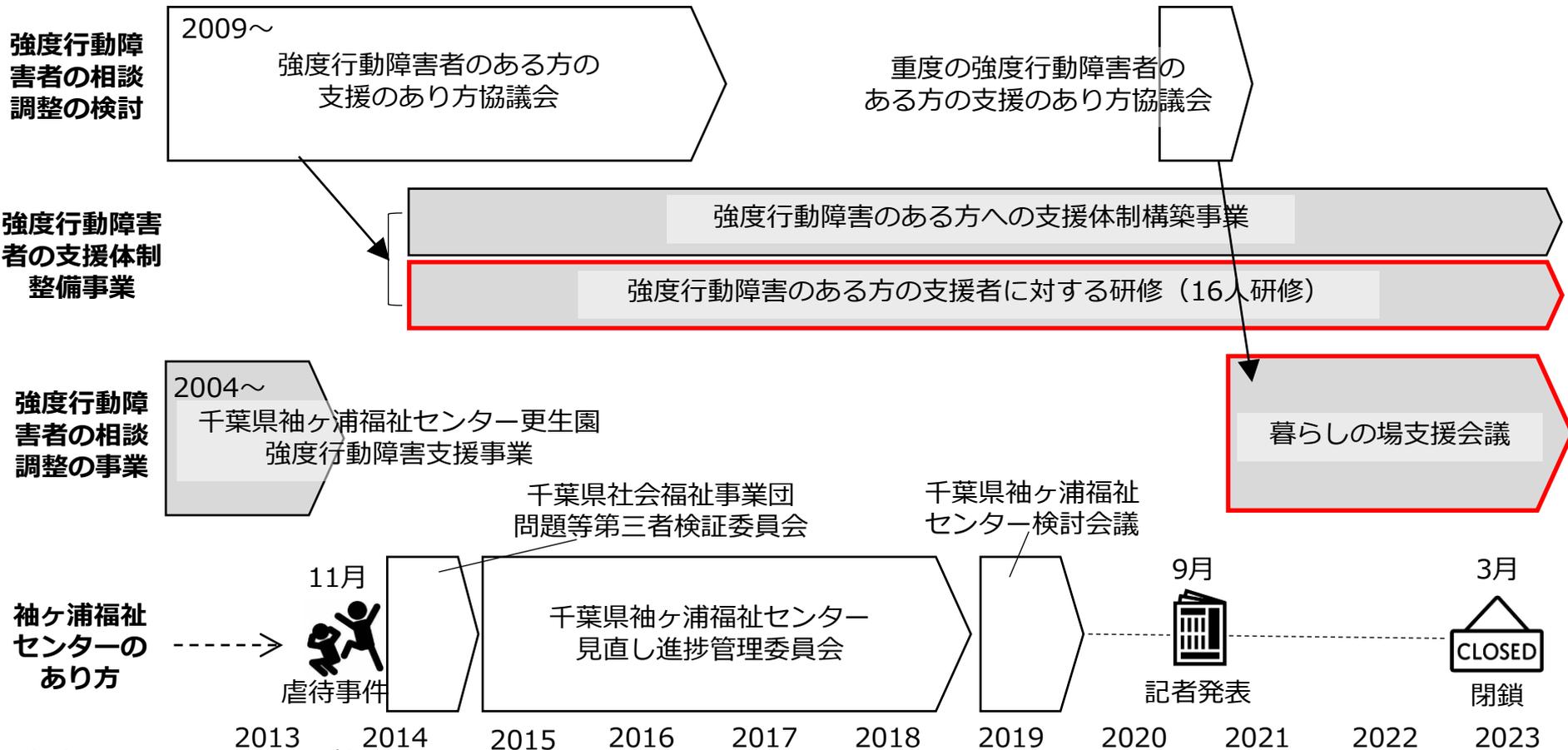
# 事例2：千葉県



# 県が率先して強度行動障害者支援施策を



1966年に設置した千葉県袖ヶ浦福祉センターの再整備として、2004年に千葉県独自の強度障害者支援施策が開始される。大枠は、1993年から5年間実施された「強度行動障害特別処遇事業」に類似していた。県が主導して入所等に関する審査会を継続的に開催した事業であったが、この事業からの地域移行（他の入所施設移行含め）実績はゼロであり、最終的に2013年11月にセンター内で虐待による利用者が1名死亡する大きな事件が発生し、施策が大きく見直しされることに



# 強度行動障害のある方の支援者に対する研修①



知識と技術を学ぶ

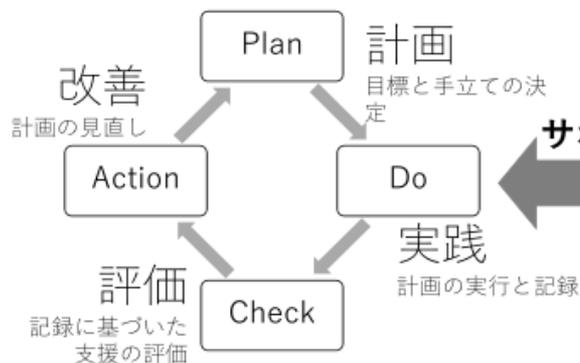
事例に基づいて  
知識と技術を実践に結びつける

各事業所で受講者を中心に個々の利用者や事業所全体の  
更なる支援の充実を目指す

事例検討会などでの主要な指導技術である  
ファシリテーションを学ぶ

地域の指導的立場を担い地域支援の核となることを目指す

- 自分の事業所の利用者を事例としてあげる
- PDCAサイクルを実施する
- 1サイクル2週間～1か月



サポート

記録検討  
会議

施設訪問  
指導

- 年間16人を対象（地域の強度行動障害者支援の中核的人材の養成を目指す）
- 受講者は年間30日拘束される集中的研修制度
- 研修プログラムの企画・運営・事務は千葉県発達障害者支援センター（CAS）実施
- 強度行動障害支援者養成研修に類似した基礎の確認研修、より応用的な知識とスキルを学ぶ研修、他県の先駆的事業所の見学会、受講者が所属する施設のモデル利用者を対象としたミニ・コンサルテーション、ミーティングの質向上研修（ファシリテーション）他の受講者の施設訪問と議論、研修成果の報告（実践報告会）



# 強度行動障害のある方の支援者に対する研修②

- 県障害福祉課ならびに県知的障害者福祉協会の協力により、重要な研修事業として位置付けられている（当初は、県障害福祉課長が直に研修受講者の要請を行っていた）
- 県内の事業所の実態に合わせプログラムは毎年微調整しており、研修成果について複数の評価指標を用いている（下記は13項目の受講生の自己評価のプリ・ポスト変化）
- 年度末の実践報告会は300人規模で開催。県障害福祉課長以下複数名、主だった施設の施設長・法人役員も参加する規模
- 研修修了者のフォローアップと新たに「強度行動障害アドバイザー事業」を創設し、研修修了者を組織を超えた地域の活躍の場に

	事前	事後
1 自閉症について説明できる	3.1	3.4
2 個々の利用者の特性についてアセスメントできる	2.9	3.6
3 個々の利用者の特性に合わせた物理的な環境設定(構造化)ができる	2.8	3.7
4 個々の利用者が自身の意思を適切に表現できるよう支援できる	2.8	3.3
5 個々の利用者にとって活動の流れや内容が分かりやすくなるよう工夫できる	2.9	3.7
6 個々の利用者に向けた生活や作業の目標設定ができる	2.8	3.8
7 個々の利用者の目標達成に向けて意欲を高める工夫をすることができる	3.1	3.8
8 課題となっている行動を他の職員等に分かるように説明することができる	3.2	3.6
9 課題となっている行動を数量化可能な形で記録できる	2.3	3.9
10 課題となっている行動の機能を推測できる	2.9	3.9
11 課題となっている行動の機能に合わせた支援方法を立案できる	2.6	3.5
12 支援においてPDCAサイクルを実施できている	2.2	3.5
13 職員間で統一した支援が可能になるよう、他の職員の意見を取りまとめたり、支援策を伝達したりできる	3.1	3.6

# 強度行動障害のある方の支援者に対する研修③



平成 28 年度 強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業 実践報告会プログラム  
 実践報告の会場は(大ホール)と(501 会議室)の 2 会場です。講評をする講師は会場で異なります。

## 平成 27 年度 強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業 実践報告会 スケジュール

1. 日時：平成 28 年 3 月 5 日 (土) 10:00~17:00
2. 会場：障害者職業総合センター 講堂・301 研修室
3. 講師：講堂講評 志賀利一氏 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画局研究部 部長)  
 講義、301 研修室講評 田熊立 (千葉県発達障害者支援センター 副センター長)

### 4. スケジュール

時間	講堂	301 研修室	
9:30	受付開始	/	
10:00	開会挨拶 (千葉県障害福祉課 課長 古屋 勝史 氏)		
10:05	事業趣旨説明 (千葉県障害福祉課 県立施設改革班 大島 瞳 氏)		
10:20	事業内容紹介 (千葉県発達障害者支援センター 副センター長 田熊立)		
10:40	【講義】「研修の結果からみる入所施設における行動問題への支援」 (千葉県発達障害者支援センター 副センター長 田熊立)		
11:25	次年度事業案内 (千葉県発達障害者支援センター センター長 與那嶺泰雄)		
11:30	休憩		
12:30	次年度事業案内 (千葉県発達障害者支援センター センター長 與那嶺泰雄)		実践報告
12:35	実践報告		
14:35	休憩		
14:45	実践報告	実践報告	
16:45	閉会挨拶 (千葉県発達障害者支援センター センター長 與那嶺泰雄)	閉会挨拶 (千葉県発達障害者支援センター 副センター長 田熊立)	
16:50	アンケート記入にご協力ください		
17:00	終了		

※実践報告のプログラムは、別紙をご参照ください。

### 5. お願い

- \* 定員いっぱいとなり、席に余裕がありません。詰め合わせてご着席いただけますようお願いいたします。
- \* 午後の実践報告は 2 会場に分かれます。受付にてお渡しした名札に記載された会場にてご参加ください。
- \* 午後から講堂にて新たにご参加いただく方がいらっしゃいます。301 会場の方は、12 時までに講堂からご移動ください。
- \* 昼食は、お席、もしくはロビーにてお召上がりいただけます。ゴミ等のお持ち帰りにご協力ください。
- \* 講義及び発表の録音・録画はご遠慮ください。
- \* 別紙アンケートには是非ご協力ください。会場出口にてスタッフが回収いたします。

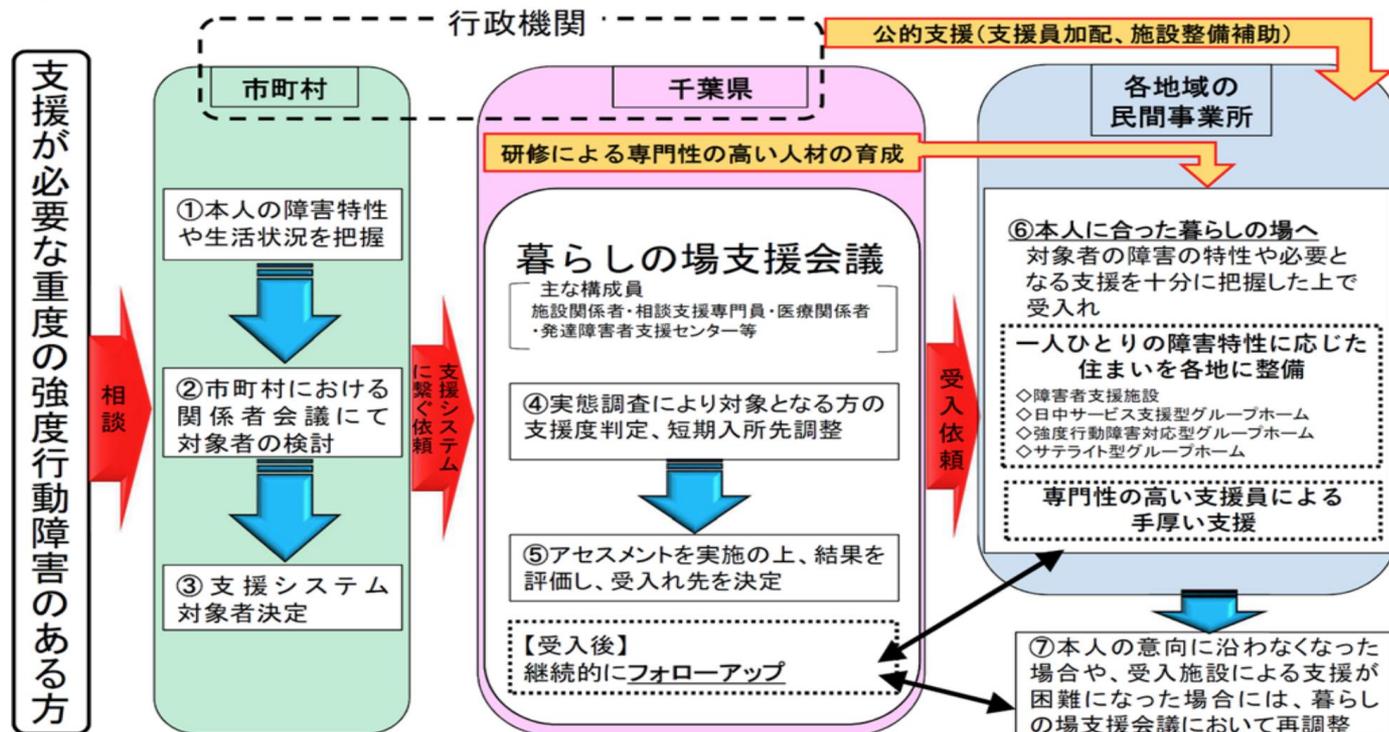
大ホール		501 会議室	
時間	講師 志賀 利一 氏 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)	時間	講師 田熊 立 (千葉県発達障害者支援センター)
9:30	受付	9:30	受付
10:00	挨拶 (千葉県障害福祉課)	10:00	大ホールでのプログラムにご参加ください
10:05	講義①：事業内容の紹介及び研修の結果からみる入所施設における行動問題への支援 (千葉県発達障害者支援センター 田熊立)	11:50	昼食休憩 (501 会議室へご移動をお願いします)
11:05	講義②：強度行動障害のある方への支援の方向性と千葉県に期待すること (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 志賀 利一 氏)	12:50	磯田 行治 氏 (社福) 八光 聡 八日市場学園 多動がでんかん発作を誘発してしまう方に対して、少しでも生活の中の多動を抑えるために、日中活動の時間に見通しのある課題を導入した支援の経過について報告する。
11:45	次年度の研修についての案内 (千葉県発達障害福祉課)	13:15	小林 雅史 氏 (社福) 桐友学園 桐友学園 帰宅を気にして情緒が不安定になる児童に対して、見通しをもって生活できるようにスケジュールを導入した経過について報告する。
12:50	昼食休憩 (午後 501 会議室での実践報告にご参加の方はご移動ください)	13:40	松本 太樹 氏 (社福) 千葉県社会福祉事業団千葉県袖ヶ浦福祉センター 養育園 自傷や他害など、いくつかの行動上の課題のある児童に対して、支援統一を行った結果、行動上の課題が軽減した経過について報告する。
13:10	加藤 崇 氏 (社福) 清郷会 十倉厚生園 職員の声かけや促しが他害のきっかけとなっている方に対して、他害の刺激とならないように排せつや作業へと誘導できるように支援を見直した経過を報告する。	14:05	休憩
13:30	吉田 友希 氏 (社福) 横の里 いすみ学園 パニックがあるために作業に参加しにくくなっていった方への支援を見直すために、作業の工程を分析した。対象の方を作業に当てはめるのではなく、作業を対象の方へと合わせるように見直した結果、作業参加が増えた経過について報告する。	14:45	馬場 正徳 氏 (社福) クローバー会 クローバー学園 特定の人の行動にこだわって、その人が思った通りに動かないと他害へと発展してしまう方に対して、スケジュールを導入し、職員の関わり方を統一した。こだわりが減少しながら、移り変わっていった経過について報告する。
13:50	山口 剛 氏 (社福) 香取学園 瑞穂寮 自傷が起きやすい時間に、ひとりで行える活動を取り入れることで、自傷が減少した経過について報告する。	15:10	椎原 一 氏 (社福) 薄光会 豊岡光生園 水を飲みたいという要求が強く、職員がその行動の対応にあたるが、結果、ご本人が興奮状態に陥ってしまったり、エスカレートしてしまう。対応の統一を図って支援をした経過について報告する。
14:10	前 4 施設についての講評 ( )	15:35	北條 克明 氏 (社福) かずさ萬福会 木更津中郷丸 生活や作業の場面で、興奮が高まって他害へと発展してしまう方に対して、できることや好みの活動を取り入れて支援した経過について報告する。
14:35	休憩 (15 分間)	16:00	久保木 康臣 氏 (社福) 大泉出学園 大根根出福祉園 自由時間に他害をしてしまう方に、ひとりで行える好みの活動を提供することで、安定して過ごせる日が多くなっていった支援の経過について報告する。
14:50	遠藤 雅史 氏 (社福) いパニックが頻発に起きるため ことを活かして作業場面を組報告する。	16:25	挨拶
15:10	宇野 航 氏 (社福) 横の苦手な場面の回避や支援者との経過について報告する。	16:30	※アンケートのご記入にご協力ください
15:30	伊東 孝浩 氏 (社福) 土数年にわたり、作業を拒否し 動機づけを意識した支援を行報告する。		
15:50	後半 4 施設についての講評 ( )		
16:15	挨拶		
16:30	終了		

\* 各実践発表は、発表 18 分、講師による講評 5 分、機材準備 2 分の時間配分にて実施予定です。  
 \* 事業途中でのご案内のため、発表の内容が変更になる場合があります。

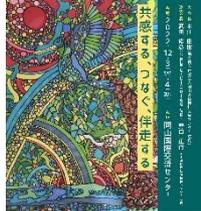
志賀 利一氏スライド提供

# 暮らしの場支援会議

- 県障害福祉課長が座長となり、各市町で相談調整が困難な事例の処遇（サービス調整）について医師・福祉・発達障害者支援センター・施設関係者で議論
- 市町村から依頼がある強度行動障害者にはかならず暮らしの場支援会議の（行動障害者支援に長年関与している）委員と県障害福祉課事務局が訪問し、状況を確認し、必要な場合、委員会がサービス調整と進捗管理
- 本人に合った暮らしの場設置の補助と並行して議論（今後は、アドバイザーとの調整も）



# 全体のまとめ：2つの地域からの示唆



## 地域で分散した支援：都道府県・政令市単位のプラン

地域で  
分散を  
目指して



- 都道府県等における強度行動障害者支援の専門施設として、大規模入所施設（旧コロニー等）で集約した支援スタイルは昨今の様々な事件から現実的でないと考えられる（関東圏では、千葉、神奈川、埼玉で大きな社会的問題に）
- 行動関連項目10点以上の10%がサービス調整が困難な強度行動障害者だとすると、全国で1.2万人、各都道府県で平均260人。1施設で対応できる数ではない（強度行動障害者の実態把握が最近可能に）



## 専門的な視点で相談調整・直接支援

事業所・組織内の中核人材、  
地域における指導的人材養成

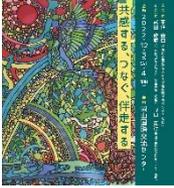
経験豊富  
な視点で



- 障害者総合支援法の認定調査（行動関連）項目により強度行動障害者を定義する仕組みは正解で、より正確な実態把握が可能になった（項目修正、点数の公開等今後の課題あり）
- 簡便な調査項目結果と強度行動障害者支援の経験がない調査員の一次スクリーニングで広域での相談調整を行うことは現実的ではない。障害特性・家族や支援環境等、生活の場での直接観察や聞き取り等、専門的な視点で計画立案



シンポジウム2：強度行動障害の課題解決に向けて（第9回成人発達障害支援学会）  
全国の取り組みから好事例について 社会福祉法人横浜やまびこの里 志賀 利一氏スライド提供



# ソーシャルワークの3階層として

## マクロ

強度行動障害者支援についての絶え間ない審議  
都道府県・政令市単位で実態把握・議論する場！

## メゾ

組織を超えた直接支援・相談支援のネットワーク  
長期的にケースを見守る組織（県・政令市単位）  
（組織をつなぐ・時間をつなぐ）

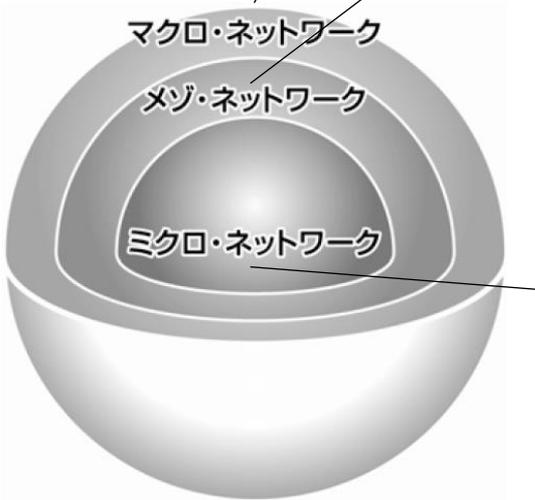
## ミクロ

直接支援現場の底上げ 支援現場の人材養成  
構造化された支援が提供できる事業所増！

マクロ・ネットワーク

メゾ・ネットワーク

ミクロ・ネットワーク





# 強度行動障害の施策の経過

強度行動障害を有する方への地域支援を考える～ 施策の現状と展望 ～

厚生労働省 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏スライド提供

昭和55年

令和3年

## 施設入所支援

昭和55年 第1種・第2種自閉症児施設

- 平成5年 強度行動障害者特別処遇事業
- 平成10年 強度行動障害特別加算費
- 平成18年10月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(15点以上)
- 平成26年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(8点以上→支援区分10点以上)
- 平成27年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(研修義務付 体制加算+個人加算)

利用者	H23.4	2432人	H24.4	8667人	R1.12	19,670人	R2.12	21,054人
施設数		308施設		638施設		892施設		939施設

平成25年 平成26年 平成27年 平成30年 令和3年



## 在宅・地域サービス

- 平成5年 知的障害者ガイドヘルパー制度
- 平成15年 移動介護
- 平成18年 市町村地域生活支援事業・移動支援事業

- 平成17年 行動援護開始(対象者基準 てんかん+他9項目において10点以上)
- 平成18年10月 行動援護(区分3以上 てんかん他11項目において10点以上)
- 平成20年4月 行動援護(区分3以上 てんかん+他11項目において8点以上)
- 平成26年4月 行動援護(支援区分3以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成26年4月 重度訪問介護 対象拡大(区分4以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成30年4月 重度訪問介護 訪問先の拡大(入院中のコミュニケーション支援)

利用者	H19.11	3204人	H20.4	3296人	H22.1	4528人	R1.12	11,824人	R2.12	11,159人
事業所数				739事業所		901事業所		1,787事業所		1,811事業所

短期入所	H23.4	780人	H24.4	1164人	R1.12	5,407人	R2.12	4,584人
共同生活援助		113人		399人		3,316人		3,818人

- 平成18年10月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算
- 平成27年4月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算(研修義務付・拡充)
- 平成30年4月 日中サービス支援型グループホームの創設

- 令和3年4月(主なもの) 重度障害者支援加算(Ⅱ) アセスメント期間の見直し  
90日間+700単位 → 180日間+500単位  
グループホーム 区分6以上 → 区分4以上  
生活介護 施設入所支援の外部通所に算定可  
障害児支援 個別サポート加算(Ⅰ)(Ⅱ)新設 等

## 拠点 専門的

平成14年 自閉症・発達障害支援センター創設



平成17年 発達障害者支援センター

平成26年 発達障害者地域支援マネジャー



# 第6期障害福祉計画における目標値設定の考え方

『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』  
(平成29年厚生労働省告示第116号。最終改正は令和2年厚生労働省告示第213号)

## 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

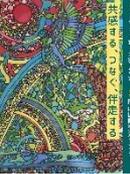
- 令和元年度末時点において福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- 当該目標値の設定に当たっては、
  - ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること
  - ② 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること  
を基本に設定する。

施設入所者の重度化・高齡化を踏まえた設定

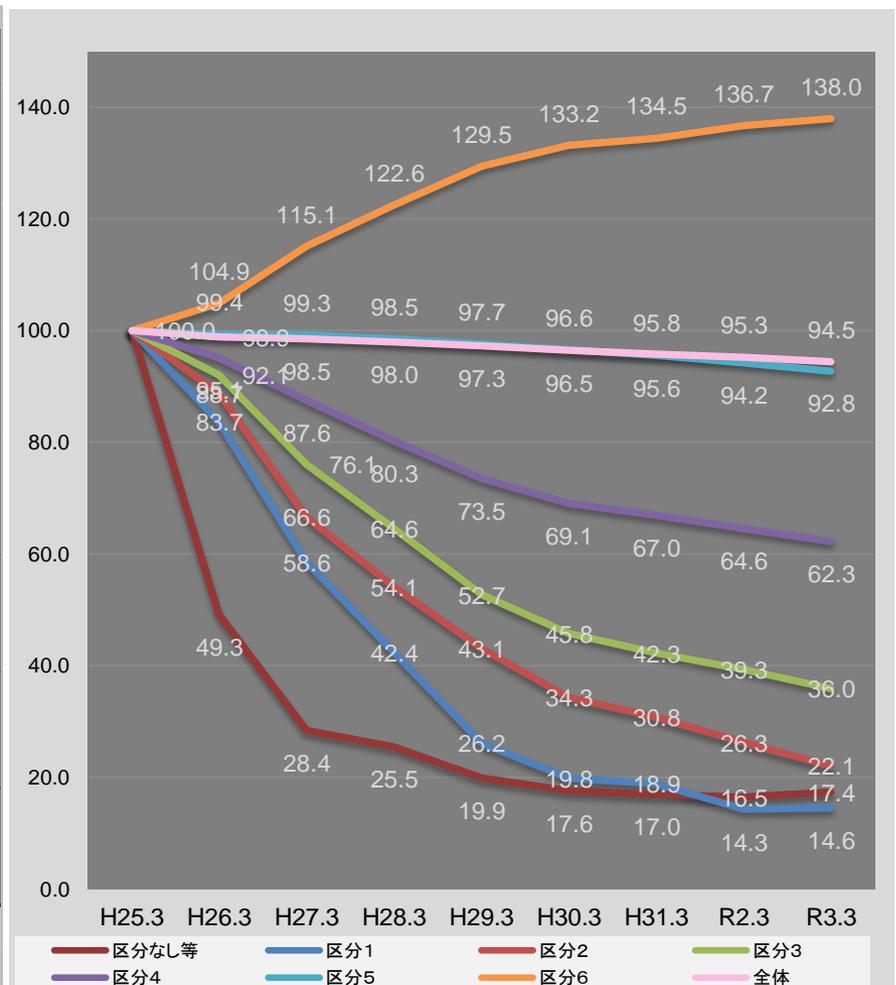
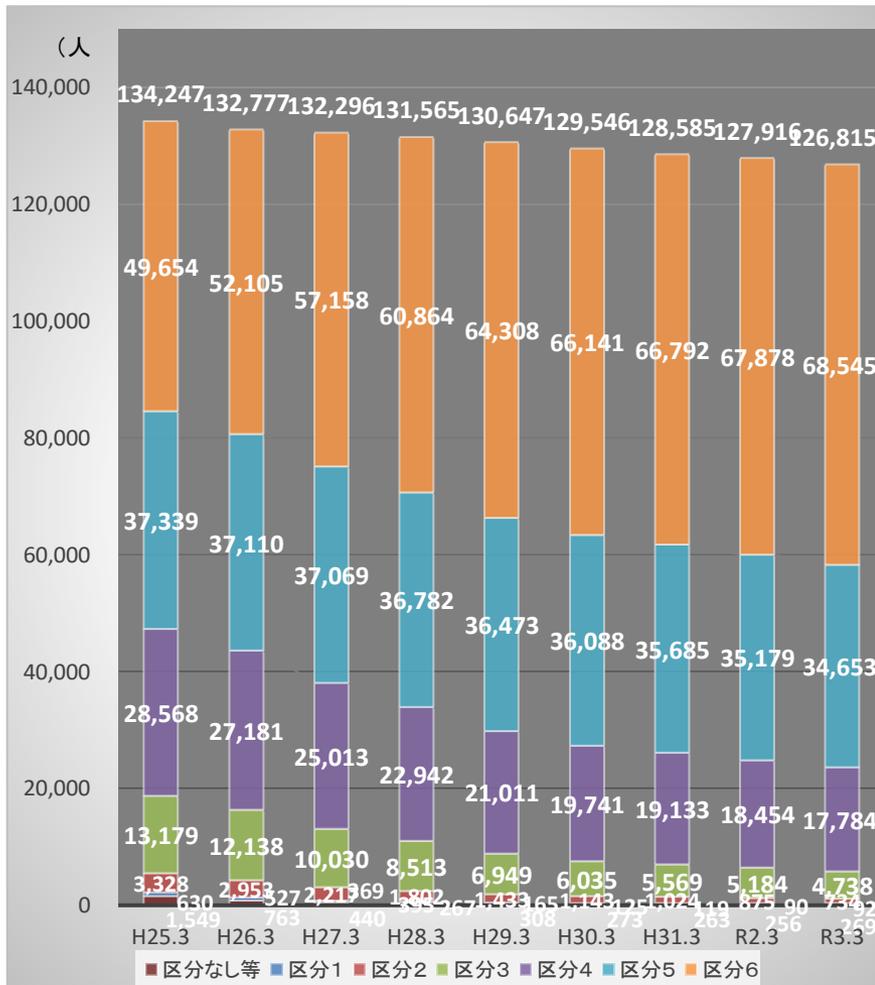
### 【参考】目標値の推移

①施設入所者の地域移行	第1～2期(平成18～23年度)	第3期(平成24～26年度)	第4期(平成27～29年度)	第5期(平成30～32年度)	第6期(令和3～5年度)
目標値(基本指針)	10% (平成17年10月1日～23年度末) 【6.5年間】	30% (平成17年10月1日～26年度末) 【9.5年間】	12% (平成25年度末～29年度末) 【4年間】	9% (平成28年度末～32年度末) 【4年間】	6% (令和元年度末～5年度末) 【4年間】
都道府県の目標の集計値	14.5%	25.2%	12.0%	8.0%	—
②施設入所者数の削減	第1～2期(平成18～23年度)	第3期(平成24～26年度)	第4期(平成27～29年度)	第5期(平成30～32年度)	第6期(令和3～5年度)
目標値(基本指針)	▲7% (平成17年10月1日～23年度末) 【6.5年間】	▲10% (平成17年10月1日～26年度末) 【9.5年間】	▲4% (平成25年度末～29年度末) 【4年間】	▲2% (平成28年度末～32年度末) 【4年間】	▲1.6% (令和元年度末～5年度末) 【4年間】
都道府県の目標の集計値	▲8.4%	▲15.4%	▲3.8%	▲2.2%	—

# 施設入所支援の利用者数の推移(障害支援区分別)



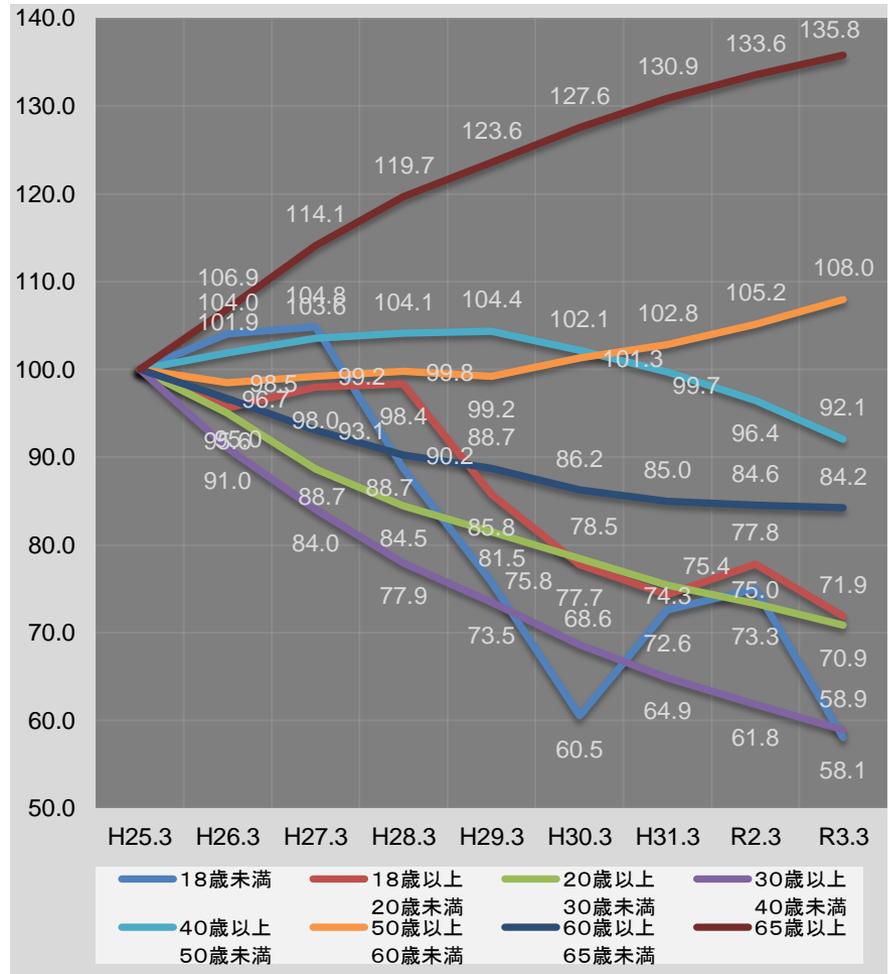
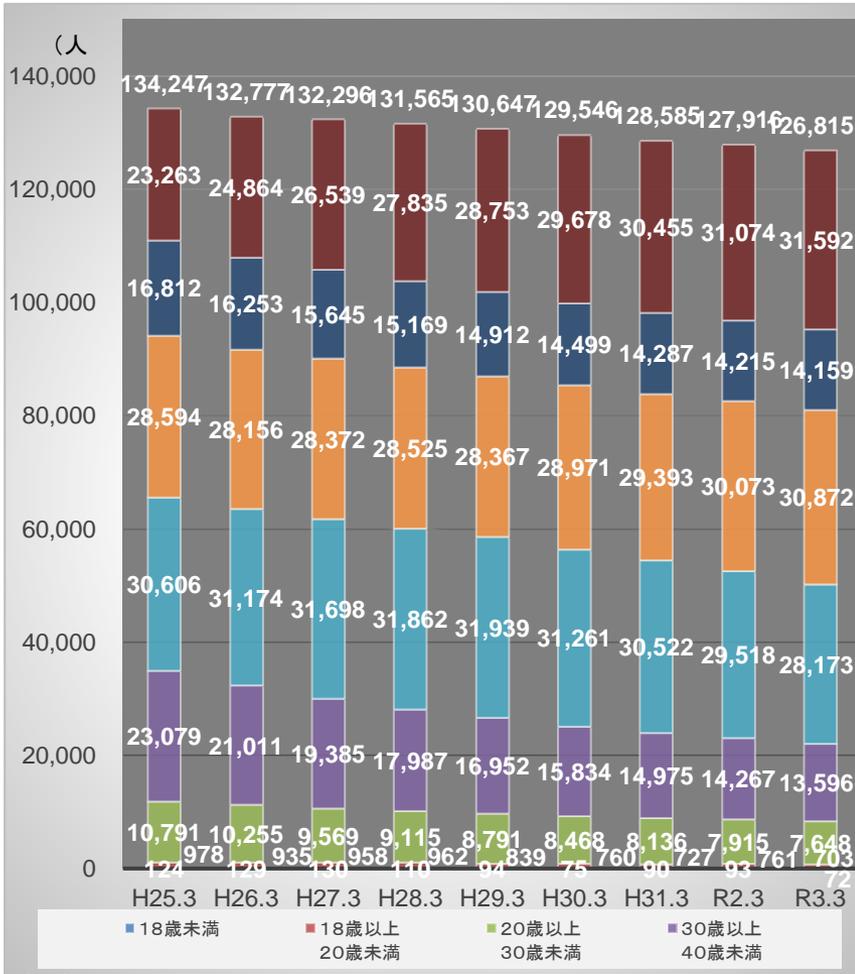
- 障害支援区分別の利用者数について、令和3年3月時点と平成25年3月時点と比較すると、
  - ・ 区分1は85.4%減少、区分2は77.9%減少、区分3は64.0%減少、区分4は37.7%減少、区分5は7.2%減少となっている。
  - ・ ~~区分6は38.0%増加となっている。~~



# 施設入所支援の利用者数の推移(年齢階級別)



- 年齢階級別の利用者数について、令和3年3月時点と平成25年3月時点と比較すると、
  - ・ 20歳以上30歳未満は29.1%減少、30歳以上40歳未満は41.1%減少となっている。
  - ・ 50歳以上60歳未満については8.0%増加、65歳以上については35.8%増加となっている。

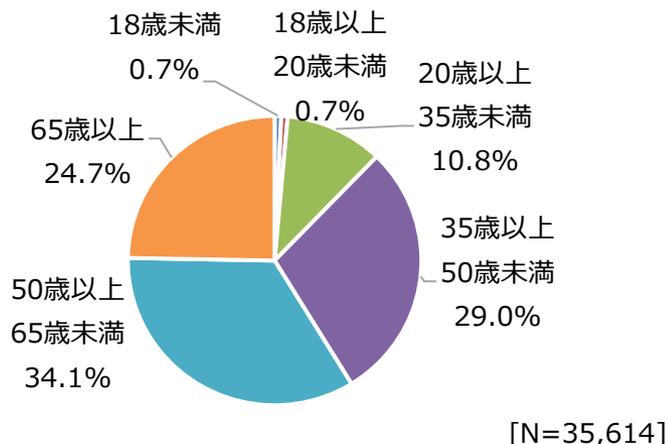


# 施設入所支援の利用者の年齢別・障害支援区分別・障害特性別構成比

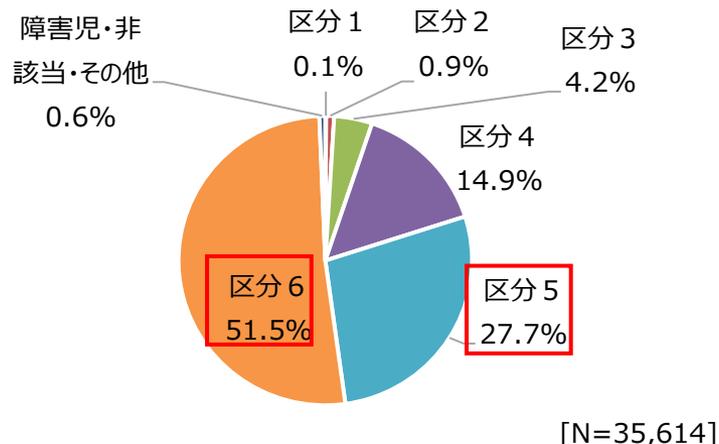


実利用者数は、平均で52.6人、年齢区分は50歳以上65歳未満が多くなっている。

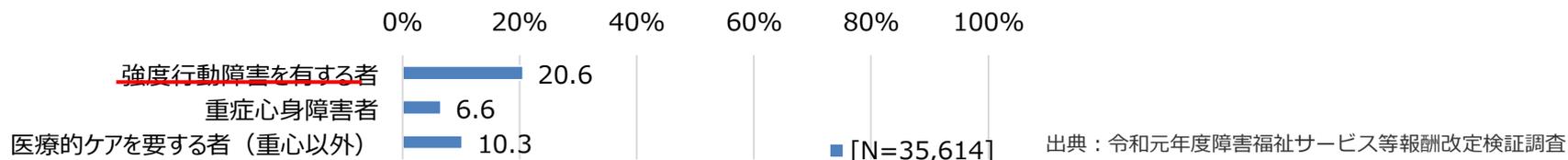
## 年齢別



## 障害支援区分別



## 障害特性別



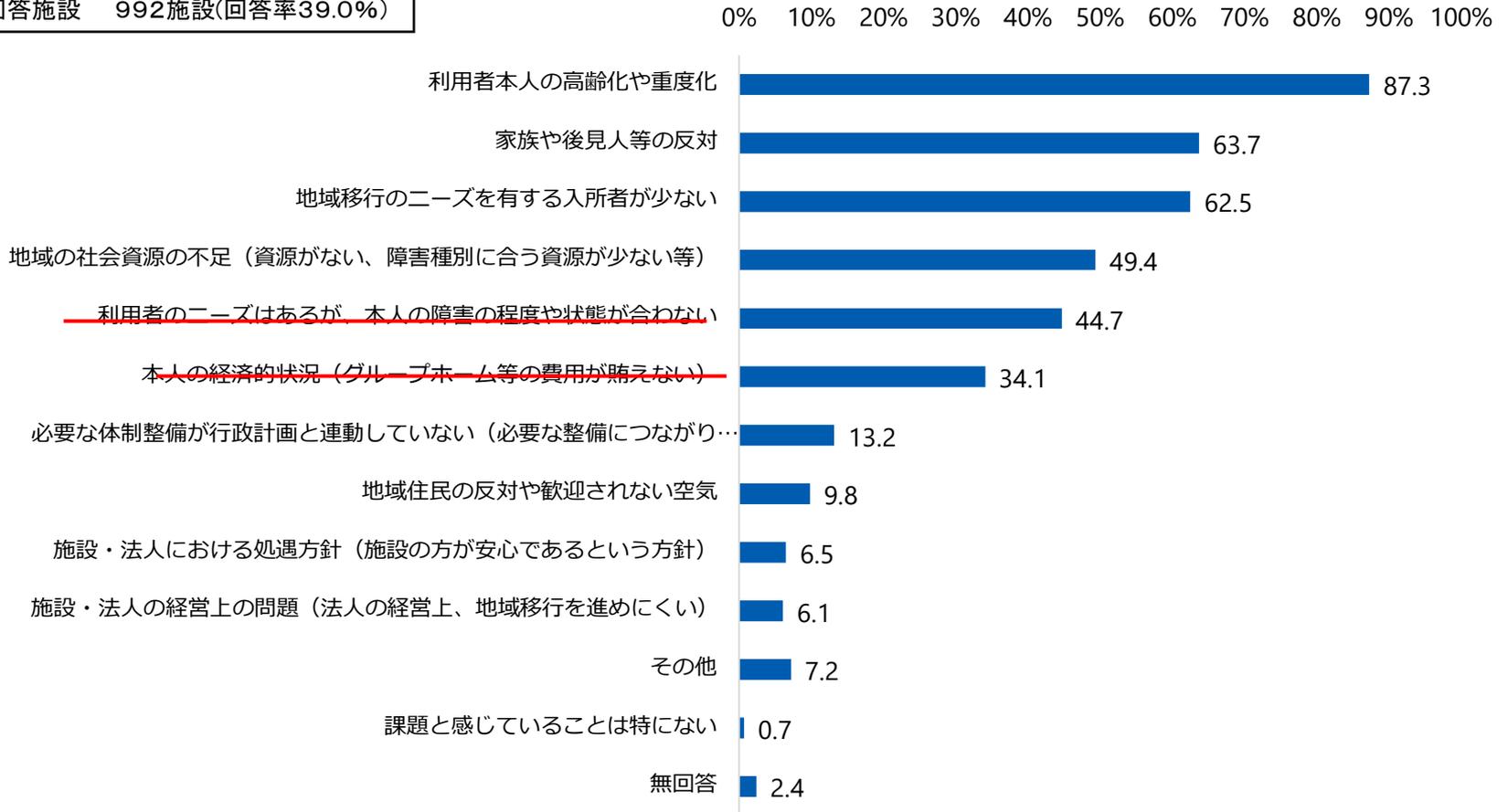
シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて強度行動障害を有する方への地域支援を考える～施策の現状と展望～  
 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏



# 「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意思決定支援の取り組み推進のための調査研究事業」(令和2年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)

## 入所者の地域移行を進める上での課題（上位5つまで）※施設職員の回答

調査対象 2544施設  
回答施設 992施設(回答率39.0%)



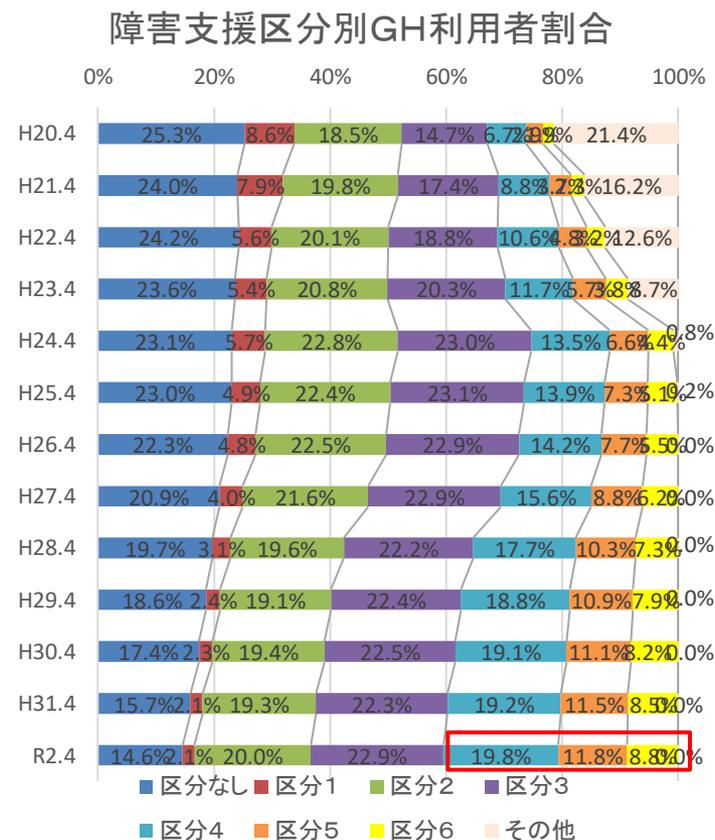
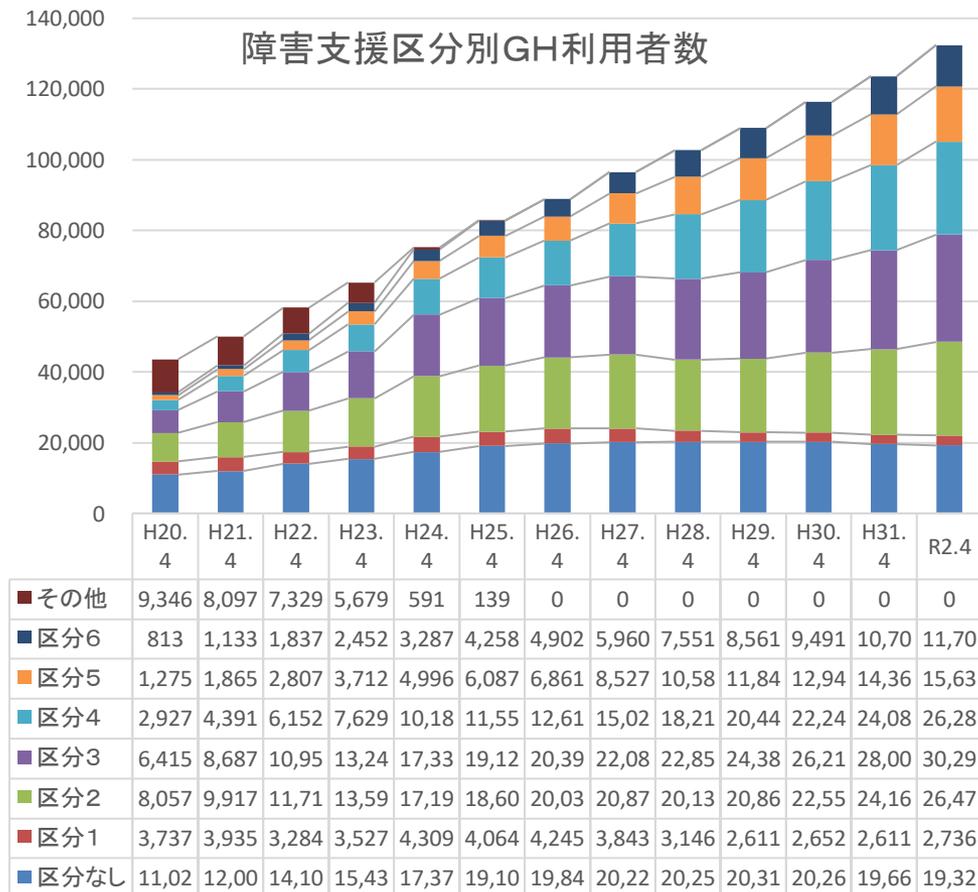
シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて強度行動障害を有する方への地域支援を考える～ 施策の現状と展望 ～

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏

# グループホーム利用者の障害支援区分別構成の推移



グループホームにおいては、区分4～6の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。



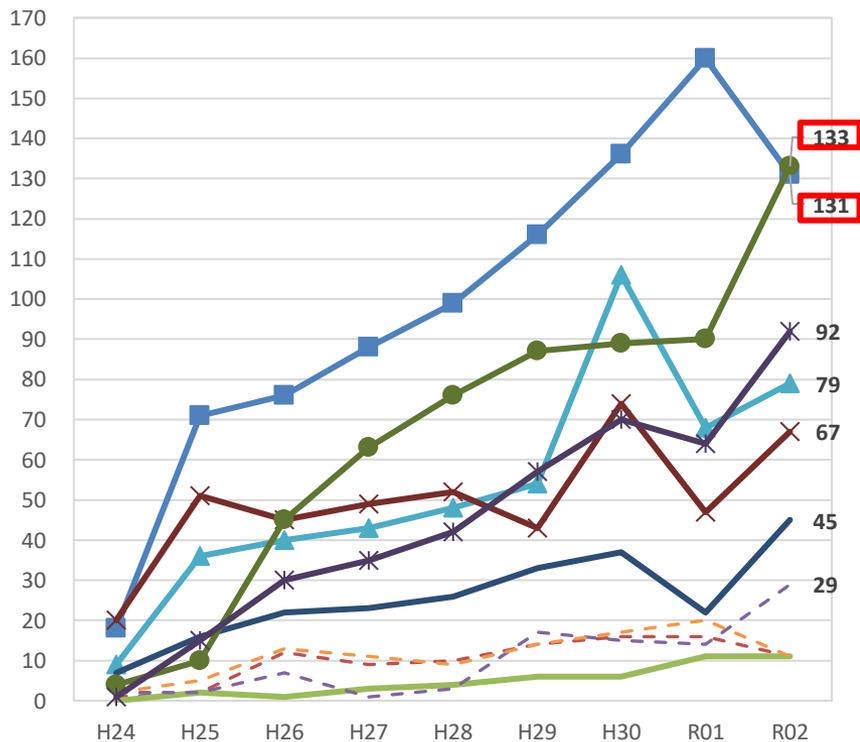
(出典: 国保連データ)

シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて強度行動障害を有する方への地域支援を考える～ 施策の現状と展望～

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏

# 障害者虐待対応状況調査

## <障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (抜粋)

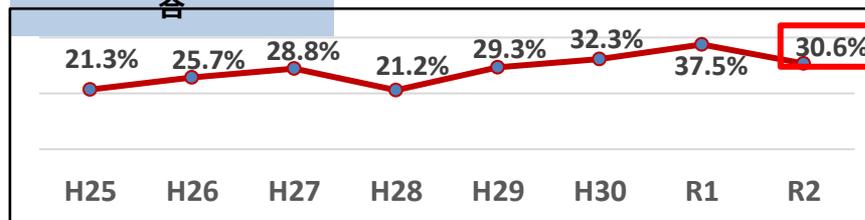


- 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)
- - - 居宅介護
- 重度訪問介護
- - - 療養介護
- ▲ 生活介護
- - - 短期入所
- 就労継続支援A型
- × 就労継続支援B型
- 共同生活援助
- \* 放課後等デイサービス

被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H25	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%

行動障害のある者の割合



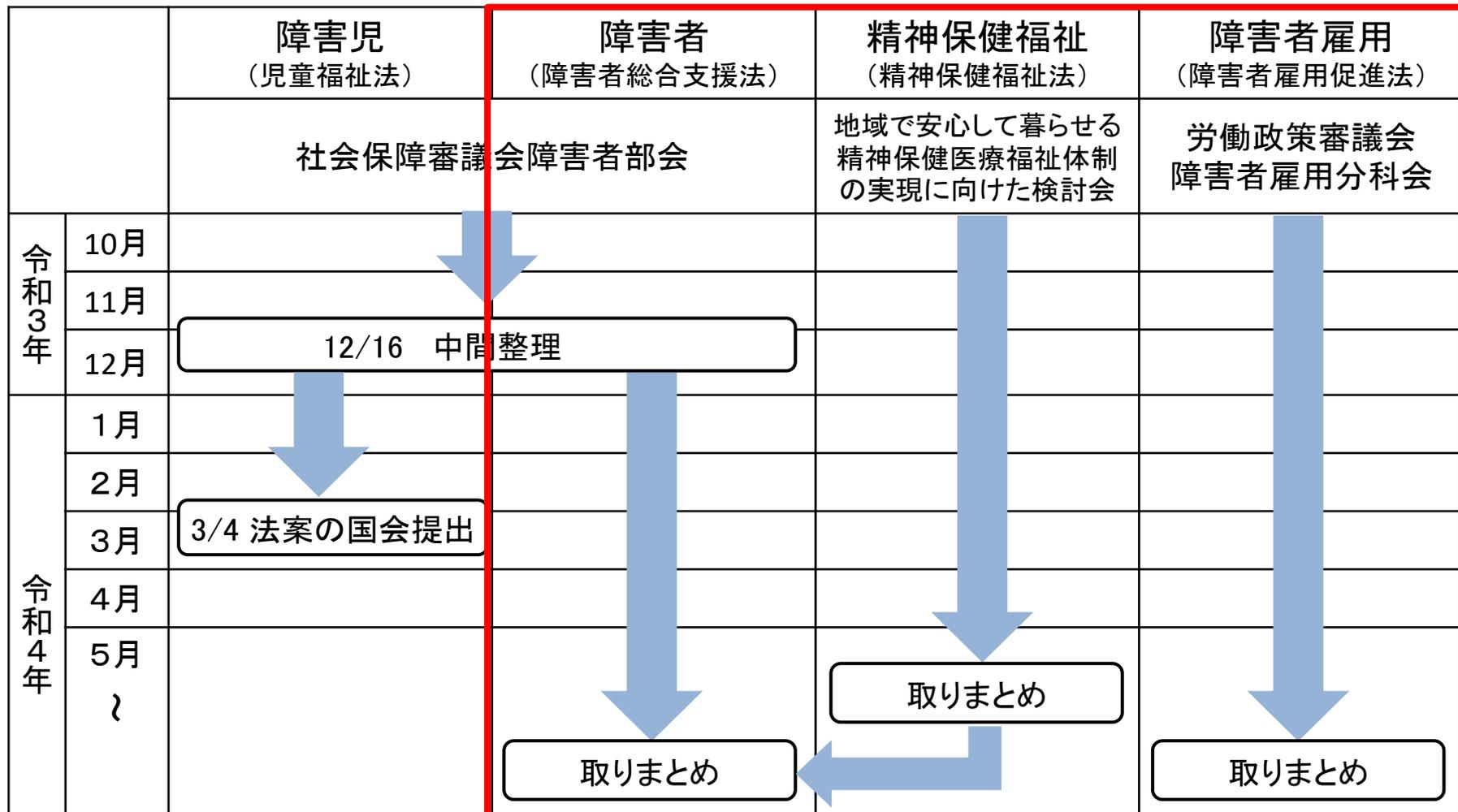
発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H28	H29	H30	R1	R2
教育・知識・介護技術等に関する問題	65.1%	59.7%	73.1%	59.8%	71.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2%	47.2%	57.0%	55.3%	56.8%
倫理観や理念の欠如	53.0%	53.5%	52.8%	53.6%	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%	19.1%	22.6%	16.2%	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22.0%	19.6%	20.4%	24.2%	24.2%

# 障害福祉制度関係の見直しに関するスケジュール



- 平成30年4月施行の改正法の見直し規定を踏まえ、令和3年3月以降、社会保障審議会障害者部会において議論。
- 令和3年12月16日に、中間整理をとりまとめ。一定の方向性を得るに至った障害児支援については、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正法案を提出。



シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて強度行動障害を有する方への地域支援を考える～ 施策の現状と展望 ～

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏



## 今回の見直しの基本的な考え方

### 1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実／地域共生社会の実現／医療と福祉の連携の推進／精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援

### 2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築(※児童福祉法改正法等で対応)／障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

### 3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

## 各論点について

### 1. 障害者の居住支援について

- ・ 医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等に対応できる専門人材の配置の推進方策を検討する必要がある。また、在宅等で状態が悪化した強度行動障害を有する者に集中的支援をグループホーム・障害者支援施設等で行うための具体的方策を検討すべきである。
- ・ 自立生活援助において、対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、ICTの活用による効果的な支援や継続的な支援が必要な者の標準利用期間及び更新の在り方について検討すべきである。
- ・ 障害者総合支援法におけるグループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する一人暮らし等に向けた支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について明確化すべきである。さらに、現行のグループホームの支援の充実について検討しつつ、障害者が希望する地域生活の実現に向けた多様な選択肢を設ける観点から、指定基準(省令)において、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討すべきである。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備を推進するため、市町村の整備の努力義務化なども含め、必要な措置を講ずるべきである。
- ・ 障害者支援施設における重度障害者の支援体制の充実に向けて、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等を検討するとともに、利用者の地域移行により一層取り組むこと等について検討する必要がある。

2～12. (略)

### 13. 医療と福祉の連携について

- ・ 医療的ケア児については前回の報酬改定において新設した報酬の実施状況を踏まえて家族等への支援の観点も含め検討を行い、医療的ケアが必要な障害者については成人期の生活に対応した障害福祉サービスにおける医療的ケアの評価の在り方について検討する必要がある。
- ・ 計画相談支援において求められる多職種連携の主要な連携先として医療機関や難病関係機関を明示し、その連携の重要性や具体的に求められる連携内容について周知徹底を図るとともに、連携を更に促進する方策等について検討すべきである。
- ・ 入院中の重度訪問介護利用の対象となる障害支援区分については、入院中の重度障害者のコミュニケーション支援等に関する調査研究の結果を分析しつつ、支援が必要な状態像や支援ニーズの整理を行いながら、拡充を検討すべきである。

# 障害者の居住支援について



## 重度障害者の支援体制の整備（抜粋）

○ グループホームは、入所施設からの地域移行をより一層推進する観点から、障害者の重度化・高齢化に対応するための受入体制の整備を図っていく必要があるとともに、強度行動障害の支援はグループホームにおける個別的な支援がなじむ面がある。

障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として自治体又は社会福祉法人という公益性の高い主体が運営している。実際に入所している障害者へのサービス提供に当たっては、施設入所者の生活の質の向上を図る観点から、障害者の重度化・高齢化を踏まえ手厚い人員体制の整備を図りながら、強度行動障害者、医療的ケアの必要な障害者などのための専門的な支援も行っている。

上記を踏まえ、グループホームと障害者支援施設の役割を検討する必要がある。

○ グループホームにおいて、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等の特性に対応できる専門性を持つ人材配置を推進するための方策について検討する必要がある。強度行動障害の点数が特に高い者や高次脳機能障害を有する者など特に支援が必要な者を評価するための基準を検討した上で、報酬上の評価や支援体制の在り方について検討すべきである。（※）（※）が付されている部分は、障害福祉サービス等報酬の改定時において省令、告示等による対応が想定されるもの。

○ また、令和5年度末までの経過措置とされているグループホームにおける重度障害者向けの個人単位の居宅介護等の利用について、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の影響や重度障害者に対する必要な支援を確保する観点から恒久化すべきとの意見等を踏まえつつ検討すべきである。（※）

シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて強度行動障害を有する方への地域支援を考える～ 施策の現状と展望～

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏

# 障害者の居住支援について



## 重度障害者の支援体制の整備（抜粋）

○ 日中サービス支援型グループホームについては、重度障害者への対応ができるよう、日中・夜間も含めた常時の人員体制を確保する類型として平成30年度に創設されたところである。日中の時間帯をグループホーム内で過ごす場合に必要となる支援は対象者の状況に応じて様々であり、強度行動障害に対応できる人員体制や報酬が十分ではないとの指摘がある一方、日中の人員を配置することで支援の程度に関わらず一定の報酬が支払われる仕組みであることから、支援の必要性が乏しい者の日中の利用や適切な支援の実施について懸念される状況がある。

上記を踏まえ、日中サービス支援型グループホームの制度の在り方について検討すべきである。また、支援の質の確保について、障害福祉サービス全体とあわせて検討する必要がある。

○ 強度行動障害を有する者への支援に際しては、強度行動障害は、生来的な障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる「状態」であり、児童期からの適切な支援や、本人の特性に合った環境調整等によって、状態が大きく改善され得るものである点に十分留意して検討が進められる必要がある。また、強度行動障害を有する者に対して継続的に適切な支援を行うためには、**グループホームや障害者支援施設など複数の事業所で支えていく仕組み**が必要になる。

このため、グループホームや在宅で**状態が悪化した強度行動障害を有する者に対し、環境を一時的に変えて、適切なアセスメントや環境調整を行った上で、本人の特性に合うよう環境調整した元の住まいや新たな住まいに移行するための集中的支援をグループホーム、障害者支援施設等で当該支援を行うための具体的方策**について検討すべきである。（※）

また、強度行動障害を有する者への支援に当たって環境調整が重要であることについて、施設長などの環境調整の権限を持つ者を含め支援者に伝わる方策を検討する必要がある。

（※）が付されている部分は、障害福祉サービス等報酬の改定時において省令、告示等による対応が想定されるもの。

シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて強度行動障害を有する方への地域支援を考える～ 施策の現状と展望～

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏

# 障害者の居住支援について



## 重度障害者の支援体制の整備（抜粋）

- 地域での受入が困難な強度行動障害を有する者への支援については、強度行動障害支援者養成研修の修了者に加え、適切な指導・助言ができる中核的人材の養成や外部機関による専門的助言の活用等、より専門性の高い人員体制を確保するための方策について検討する必要がある。
- 重度障害者向けのグループホームなど地域のニーズを踏まえたグループホームの整備を推進する観点から、障害福祉サービス全体として地域のニーズを踏まえた事業者指定の在り方を検討するとともに、次期（令和6年度～）障害福祉計画において、重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズについて、全体の必要量とは別に、そのニーズを見込み、整備を促していくこと等について検討すべきである。
- 障害特性に応じた住居に関する研究事業の成果を踏まえ、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、高齢化等に対応した施設・設備に対応するための方策について検討する必要がある。
- その他、強度行動障害を有する者をはじめとする重度障害者の地域生活を支えるサービスについては、訪問系サービスを含め、その支援の状況や地域ごとの課題の実態を把握しつつ、各種サービス等の在り方について検討する必要がある。

（※）が付されている部分は、障害福祉サービス等報酬の改定時において省令、告示等による対応が想定されるもの。

シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて強度行動障害を有する方への地域支援を考える～ 施策の現状と展望～

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏

# 障害者の居住支援について



## 障害者支援施設の在り方（抜粋）

### <障害者支援施設における重度障害者等の支援体制の充実>

- 障害者支援施設では、これまでも強度行動障害や医療的ケアのある方など様々な障害者に対する支援を実施しているが、個々の利用者に対する支援の質の向上に向けて、ユニット化や個室化など適切な個別支援に向けた必要な生活環境の把握を進めるとともに、**障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割**を踏まえ、現行の人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等について検討すべきである。（※）

（※）が付されている部分は、障害福祉サービス等報酬の改定時において省令、告示等による対応が想定されるもの。

# 医療と福祉の連携について



## 医療と計画相談をはじめとする相談支援等の連携について（抜粋）

○ 相談支援事業者は、計画相談支援において医療を含む関係機関との連携に努めることとされているが、改めてその主要な連携先として医療機関や難病関係機関を明示し、その連携の重要性や具体的に求められる連携内容について周知徹底を図る等により、効果的な連携の取組を更に促進するとともに、連携の緊密化を図ることが必要である。また、精神障害者等の疾病の状態が障害に影響する者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者等、本人が医療との関わりを必要とする場合等については医療と福祉の関係者が個々の利用者の支援における各々の役割を明確化しつつマネジメントを行い、かつ相互理解に基づく連携促進を図ることが重要である。そのためには、双方の開催するカンファレンスに関係者が参加することや医療や福祉双方の分野における研修をはじめとする資質向上の取組等が求められる。

○ 医療機関と計画相談支援の連携については、すでに診療報酬及び障害福祉サービス等報酬において加算等により一定の取組を評価しているが、精神障害者等の疾病の状態が障害に影響する者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者等、本人が医療との関わりを必要とする場合等について、利用者の適切な支援に求められる連携を更に促進する方策等について検討すべきである。（※）

（※）が付されている部分は、障害福祉サービス等報酬の改定時において省令、告示等による対応が想定されるもの。

シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて強度行動障害を有する方への地域支援を考える～ 施策の現状と展望～

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏

# 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会



## 1. 趣旨

- 自閉症や知的障害の方で強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要である。現状では、障害福祉サービス事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もある。
- このような状況や社会保障審議会障害者部会報告書（令和4年6月）における指摘を踏まえ、強度行動障害を有する者の地域における支援体制の在り方、支援人材の育成・配置について検討するため、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」を開催することとする。

## 2. 検討事項

- 強度行動障害を有する者の地域における支援体制の在り方
- 強度行動障害を有する者の支援人材の育成・配置
- 適切な支援を行うための評価基準の在り方

## 3. 開催状況

### 第1回検討会（令和4年10月4日）

- 主な検討事項について
- 今後の検討の進め方等について

### 第2回検討会（令和4年10月25日）

- 実践報告

### 第3回検討会（令和4年11月29日）

- 支援人材の育成・配置について

**令和5年3月を目途にとりまとめ予定**

## 4. 構成員

- 會田 千重 （独）国立病院機構肥前精神医療センター療育指導課長
  - ◎市川 宏伸 （一社）日本発達障害ネットワーク 理事長
  - 井上 雅彦 （一社）日本自閉症協会 理事
  - 田中 正博 （一社）全国手をつなぐ育成会連合 専務理事
  - 橋詰 正 （特非）日本相談支援専門員協会 理事・事務局 次長
  - 樋口 幸雄 （公財）日本知的障害者福祉協会 副会長
  - 日詰 正文 （独）国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部 部長
  - 福島 龍三郎 （特非）全国地域生活支援ネットワーク 理事
  - 松上 利男 （一社）全日本自閉症支援者協会 会長
  - 渡邊 亘 札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 自立支援担当課長
- ◎座長、○座長代理 （五十音順・敬称略）

64

# 近年の強度行動障害に関する厚生労働科学研究



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
厚生労働科学研究補助費				<p>福祉分野における強度行動障害支援の指導的人材養成のための専門研修プログラムの開発および強度行動障害の地域支援体制の在り方についての研究</p> <p>医療機関での入院における強度行動障害児者の専門プログラムの整備と地域移行に資する研究</p>		
障害者総合福祉推進事業	<p>強度行動障害児者に携わる者に対する体系的な支援スキルの向上及びスーパーバイズ等に関する研究</p>	<p>強度行動障害者に対する、コンサルテーションの効果と、指導的人材養成に関する研究</p>	<p>強度行動障害者の実態把握に関する調査</p> <p>強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究</p>	<p>支援困難度の高い強度行動障害者の地域での受入促進へ向けた支援体制の推進等に関する調査研究</p>		

シンポジウム2 強度行動障害の課題解決にむけて強度行動障害を有する方への地域支援を考える～ 施策の現状と展望～

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 加藤 永歳氏

# 岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会

令和4年3月に設置引用岡山県HP

- ・ **16名の構成員**（部会長：来住由樹/副部会長：諏訪利明）
  - ・ **令和4年3月/令和4年8月に開催**
- 強度行動障害の現状・課題の整理と今後の方向性を整理
- 
- ・ **令和4年9月～11月 岡山県内実態調査を実施**
    - ※年度内に結果は公表
- 令和5年・7年に追加調査

# 岡山県令和5年度重点事業調書 保健福祉部 7 強度行動障害のある方への支援

引用：岡山県HP

終期設定(年度)	R7	予算区分	一般	事項名	障害者総合支援推進費、地域生活支援事業費
現状 課題 必要性	<b>【現状】</b>				
	<ul style="list-style-type: none"><li>強度行動障害とは、混乱や不安を感じていても言葉ではうまく表現できず、自傷や他害行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態として定義されており、該当者は事業所での受入れ困難や、受入れ後の不適切な支援により虐待につながる恐れが懸念されている。(県内の強度行動障害のある人：388人 R1)</li><li>一方で、支援によって他害などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、施設における適切な支援が可能な体制整備が重要である。</li></ul>				
現状 課題 必要性	<b>【課題・必要性】</b>				
	<ul style="list-style-type: none"><li>県内の福祉施設等への調査や関係団体からの意見等から、強度行動障害のある人に関わる支援者が多くの困難や負担を感じながら支援にあたっている実態が明らかとなっており、支援者からは効果的な支援ノウハウの提供や支援技術のスキルアップを望む声が寄せられている。</li><li>こうした課題を解決し、支援者の負担軽減等を図ることが、強度行動障害のある人の支援の充実につながると考えられる。</li></ul>				

# 岡山県令和5年度重点事業調書

## 保健福祉部 7 強度行動障害のある方への支援

引用：岡山県HP

事業内容

### 1 強度行動障害への支援体制整備事業 《8,628千円》

#### (1) **新規**強度行動障害への理解促進事業 《300千円》

・強度行動障害のある人の理解促進を図るため、県民や関係者を対象としたシンポジウム等を開催

#### (2) 強度行動障害に関わる支援者等への支援事業 《8,328千円》

・受入れ事業所等の支援力向上を図るため、強度行動障害支援者養成研修修了者に対するフォローアップ研修等を行うとともに、スーパーバイザーの施設、病院、在宅、学校等への派遣コンサルテーション等を実施

##### ① 強度行動障害支援者養成研修 《1,028千円》

・強度行動障害のある人に対する適切な支援を行う者を養成する法定研修を実施

##### ② **新規**支援者等の資質向上研修 《800千円》

・強度行動障害支援者養成研修（法定研修）修了後の施設職員等を対象に、事例検討等により現場での対応力を高めるための研修を実施

・事業所としての支援方針や環境整備等に関する役職者を対象に、体制整備や環境整備に係る研修を実施

##### ③ **新規**スーパーバイザーの派遣コンサルテーション 《6,500千円》

・対応や支援方法について困っている保護者や事業所等からの相談助言を行う窓口を設置

・施設や病院、学校、保護者等からの依頼に応じて、各分野の専門家（スーパーバイザー）を派遣し、ケース検討、対象像への対応、環境整備等に関する具体的助言などを実施

### 2 強度行動障害実態調査 《1,204千円》 (R5 R7 実施)

令和4年度実施の実態調査によって浮かび上がった課題について、より具体的な調査・ヒアリングを実施

# 岡山県令和5年度重点事業調書 保健福祉部 7 強度行動障害のある方への支援

引用：岡山県HP

事業の意図、効果等

## 【意図】

- ・強度行動障害のある人の地域での自立に向けた理解促進
- ・実際に強度行動障害の状態像を呈している人に対応できる人材の育成・体制づくり

## 【効果】

- ・強度行動障害のある人の特性理解とより適切な支援
- ・強度行動障害のある人の受入可能事業所の増加とスーパーバイズの実施による県全体での支援の底上げ

事業目標	事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値	目標値	差	
		1(2)	スーパーバイザーの派遣コンサルテーション件数			0	50	<b>50</b>
事業費の見積もり	区 分	R4 予算額	R5 予算要求額	R6 見込額	R7 見込額	R8 以降見込額		
	事業費(単位:千円)	1,328	9,832	8,628	9,832			
	財源内訳	国 庫	514	4,916	4,314	4,916		
		起 債	0	0	0	0		
		その他特定財源	514	514	514	514		
一 般 財 源		300	4,402	3,800	4,402			

# 強度行動障害の未来予想図にむけて：まとめ

- 強度行動障害を有する状態は当事者・家族にとって最も過酷な困難な状態の1つである。
- 強度行動障害に対する施策は、予防のための研修事業がなされてきた。一方で、発生した人のための支援体制整備（入所・一時的入院を含む）の整備は不十分な現状にある。
- 強度行動障害者支援のためには、福祉と医療が連携する必要があり、一時入院・入所を要する事例については圏域の入所施設・相談支援事業所など地域支援者・行政との連携が必要。
- 好事例から多くを学ぶことができる。県・市の施策に働きかけが必要。福岡市による「集中支援モデル事業」、横浜市による「事業所コンサルテーション事業」、千葉県による「暮らしの場支援議」
- 強度行動障害者への支援体制整備は次期の県・市障害者（児）計画・障害福祉計画、事業に反映される必要がある。
- 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しへの働きかけが肝要